

令和2年第1回定例会議案審査特別委員会会議録

令和2年3月10日 午前10時00分 開 議

出席委員

委員長	川村成二
副委員長	小倉博人
委員	矢口龍道
委員	鈴木良男
委員	中根光雄
委員	佐藤文雄
委員	古橋智樹
委員	田谷文子
委員	岡崎勉治
委員	来栖丈夫
委員	設楽健行
委員	櫻井繁謙
委員	宮嶋公生
委員	久松公一
委員	櫻井健一

欠席委員

なし

出席説明者

市長	坪井透
副市長	横瀬典生
市長公室長	辻和徳
保健福祉部長	寺田茂孝
都市産業部長	鈴木芳明
政策経営課長	槌田浩幸
情報広報課長	齋藤裕之
地域未来投資推進課長	稲生政次
子ども家庭課長	幕内浩之
都市整備課長	大久保昌明
農林水産課長	仲戸禎雄
観光商工課長	根本和幸
監査委員事務局長	乾文彦

出席書記名

検査管財課	出沼	渉
国保年金課	石井	貴大
議会事務局	檜山	宏美
議会事務局	澤田	幸一

議 事 日 程

令和2年3月10日（火曜日）午前10時00分 開 議

1. 市長挨拶

2. 議案等の審査

- (1) 請願第 2号 かすみがうら市内私立認定こども園・保育園における保育士等の処遇改善助成金に関する請願
- (2) 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- (3) 議案第 1号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第 4号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第 7号 かすみがうら市農村公園設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- (6) 議案第 8号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）
- (7) 議案第12号 令和2年度かすみがうら市一般会計予算

開 議 午前10時00分

○川村成二委員長

おはようございます。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから令和2年第1回定例会議案審査特別委員会を開きます。

次に、書記を追加して指名します。検査管財課 出沼 渉君、国保年金課 石井貴大君、以上2名を追加して指名いたします。

本日の日程は、審査予定表のとおりであります。

それでは、審査予定表に基づき、本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

ここで、傍聴の申出がございましたので、申出のとおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、傍聴を許可します。

これより傍聴人の入室を認めます。

〔傍聴人 入室〕

○川村成二委員長

傍聴の方に申し上げます。

傍聴受付の際にお渡しいたしました傍聴章の裏面に記載されております注意事項を遵守し、お静かに傍聴していただきますようお願いいたします。

それでは、初めに、本委員会に付託されました、請願第2号「すみがうら市内私立認定こども園・保育園における保育士等の処遇改善助成金に関する請願」についてを議題といたします。

ここで、参考人から本請願の趣旨について、説明を求めることにいたします。

お忙しい中、参考人として、本委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、今回提出されました請願の趣旨について、ご説明いただきたいと思います。

○参考人（塚本陽子君）

かすみがうら市内私立認定こども園・保育園における保育士等の処遇改善助成金の請願につきまして、署名をしてくださいました3,000名以上の代表としてまいりました。どうぞよろしく願いいたします。

かすみがうら市の保育士不足が深刻な問題になっております。近隣の自治体では保育士の処遇改善が数年前から積極的に行われてきました。かすみがうら市では、いまだに行われていないということも一因ではないでしょうか。

令和2年2月25日、ハローワーク土浦に求職状況を問合せしましたところ、保育士の仕事を希望している有資格者が40名おり、重複ありの希望調査にもかかわらず、かすみがうら市を希望しているものが7名、土浦市は27名、つくば市は31名でした。

ここ近年は、自宅が近いからという理由では職場は選ばれません。遠くても自分の望む職場環境で仕事をしたい人が多いように思います。実際に、当学園における、かすみがうら市在住の正規職員は28%です。

では、学園として保育士求人に対してどのような努力をしてきたかをお話します。

当学園では、求職希望者に学園の教育方針、教育理念や働き方、給与面についてしっかりと説明をし、入職後はきめ細やかなOJTを心がけ、フォローアップに重点を置きながら、外部の研修にも参加させるなどし、加えて、人的関係も念頭に入れてまいりました。また、できる限りの賃金改善もしております。

しかし、求職者にとっては、自分の職場だけではなく自治体をも保育士を手厚くサポートしてくれるということが職場を選ぶ上での魅力の一つであるように思います。現に、その園の教育方針や教育理念に賛同し、そこで働くこと以上に、少しでも賃金の高いところを求める求職者が多くなっています。多くの自治体が今や当たり前のように手当を支給しているのは、それが理由だからではないでしょうか。数万円の手当のほか、アパート、マンションの部屋代を支給したり、最近ではユニバーサルスタジオジャパンの年間パスポート相当額を支給する、他市在住者に宿泊つきで市内の文化観光施設の見学も交えたツアーを企画してアピールするなど、あの手この手で保育士獲得に乗り出している自治体も出てきています。

また、求人に関してだけでなく、今現在、かすみがうら市に勤務している保育士が他市へ流出していくことも考えられます。かすみがうら市における、毎年4月と10月時点を出している待機児童の数はゼロとなっていますが、この数字には私的待機児童と求職者は対象外となっています。つまり、実際には入りたくても入れない子どもがいるということです。当然、保育士が流出すれば保育士不足となって、受け入れられる子どもの数が減りますから、待機児童が出たり、教育保育の質が低下することにつながり、取り返しがつかなくなります。

今後も、私は人件費の削減などの考えはせず、園として賃金のベースアップを含め、未来ある子どもたちのために質の高い幼児教育を目指していくつもりです。

なお、土浦市でも署名を集め請願をしたことで、保育士の処遇改善がなされたとのことでした。

このようなことから、民意の希望をお伝えしたいと思い、請願を出した次第です。

○川村成二委員長

ありがとうございました。

続いて、参考人、塚本麻衣様。

追加で説明等ございましたら、お願いいたします。

[参考人 塚本麻衣様「ごさいません」と呼ぶ]

○川村成二委員長

ありがとうございました。

以上で、説明が終わりました。

これより、委員による質疑を行います。

参考人は、委員長の許可を得て発言し、また、委員に対しては質疑をすることができないことになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○久松公生委員

それでは、請願者の塚本さんに対しまして、幾つか質問をさせていただきます。

請願者の塚本さんは、かすみがうら市内私立認定こども園・保育園代表となっておりますが、市内全ての私立認定こども園・保育園の代表ということでよろしいのでしょうか。確認のため、よろしく願いします。

○参考人（塚本陽子君）

市内の保育所、美並未来みなみ保育園は入っておりません。

○久松公生委員

美並未来みなみ保育園が入っていないということでありましたが、その中で、私立認定こども園・保育園代表ということで、請願ということが、ちょっとおかしいような気がします。そしてまた、そういう代表と書くことによって、全部の市内の私立認定こども園・保育園が参加しているようにも思えます。

そこで、私立認定こども園・保育園代表とした理由を教えてくださいと思います。

○参考人（塚本陽子君）

全部の保育所、認定こども園に声をかけましたところ、現在、美並未来みなみ保育園は認定こども園の申請をしているということで、仲間に入らないといったようなお話でした。

代表ということで、私の名前が書いてあるわけですが、一部を除く代表としたほうがよろしかったでしょうか、そのように今思っております。

○久松公生委員

それでは、最後にもう一つお願いします。

この美並未来みなみ保育園を除く6園の園長先生の代表者が一堂に会しまして、処遇改善助成金に対する理解を共有したのでしょうか。教えてくださいと思います。

○参考人（塚本麻衣君）

一堂に会して、話し合いをしたことはごさいません。

まず認定こども園は、元は神立幼稚園と当学園、幼稚園でしたので文部科学省管轄でございます。福祉施設の場合、保育所の場合は福祉施設になりますから厚生労働省管轄でございます。よって、かすみがうら市には、それらの全ての園を統合するような協会等ごさいません。また、同一エリアで子どもたちを同一に募集しているわけですから、全て情報を共有しているわけでもごさいません。

○来栖丈治委員

私から、質問をさせていただきます。

請願に携わった方々が、一堂に会して相談するケースは、なかったということでお話伺いました。

代表としてここに臨まれるに当たっては、ご相談の機会があったのかどうかお伺いします。

○参考人（塚本陽子君）

時間とかいろんなことを考慮し、各園に訪問いたしましてご説明し、賛同を得たのでお願いいたしました。

○来栖丈治委員

では、くりのみ自然幼稚園のことについてお伺いしたいのですが、いわゆる利用定員というのがあると思いますけれども、利用定員と現在の利用児童数というか、お預かりしている児童数はどのようになっていますか。

○参考人（塚本麻衣君）

ごめんなさい。利用定員と認可定員ございますが、利用定員でよろしいでしょうか。

○来栖丈治委員

利用定員というのがあるかと思うのですけれども。

○参考人（塚本麻衣君）

受入園児の最大人数のことでしょうか。

○来栖丈治委員

そうです。

○参考人（塚本麻衣君）

192名が最大人数になります。今現在、手元に資料を持ってきていないものですから、数名の誤差はあるかもしれませんが、180名程度でございます。

○来栖丈治委員

厚生労働省でも、いわゆる保育士の処遇改善等を狙いとして、保育補助員雇入れについての強化事業、加えて保育士の仕事の軽減を図るために、遊具の消毒、掃除、布団の出し下ろしであるといったものを応援する補助事業をつくられていると思うのですが、それには手を挙げて参加しておりますか。

○参考人（塚本麻衣君）

私の知るところによりますと、そちらの補助に関しましては幼保型の認定こども園が対象だと思いますので、当学園は対象外でございます。

○来栖丈治委員

もう一点伺います。

内閣府で、保育士の処遇改善のために、副主任、専門リーダーであるという人たちのキャリアアップ、7年以上、あるいは3年以上の保育士のキャリアアップをして、質の向上等、処遇改善に取り組もうという補助事業があると思いますが、それには手を挙げて対応しているのかどうかお伺いします。

○参考人（塚本麻衣君）

もちろんでございます。始まった年度当初から当学園では行っておりまして、対象教員、正確な数は分かりませんが、何日も校外のほうに研修に出て、キャリアアップを行っております。併せて、ベースアップ行っております。

○宮嶋 謙委員

今日、お忙しいところ、本当にありがとうございます。

保育関係のお仕事ということで、うちにも小さい子がおりますけれども、あのわんぱくな子供たちを責任持って日々見ていただいているということで、本当に感謝申し上げます。

今回の請願についてですが、やはり基本的には地域間の格差があるから、その是正を求めている内容だと感じるのですけれども、日々、職員の採用等について、かすみがうら市は不利だとか、地域

間格差で何か困ったことが起きているという、具体的なお話があれば教えていただきたいのですが。

○参考人（塚本陽子君）

実例ですが、内定者が給料のよいといいますか、処遇改善が非常に充実しているところに流出したという例があります。

○参考人（塚本麻衣君）

すみません。付け加えます。

例えば新卒内定を出した者が、やはり後からよい条件を知って、待遇がいいからという理由で内定を辞退した例もございました。

また、ほかには、例えば 30 代、40 代のお母さん世代の保育士で、子どもの熱が出たときに、なるべく早く迎えにこられるように本当は市内で働きたいんだけど、やはり賃金面で、少しでも多い賃金のほうがいいなということで、他市で働くとおっしゃっていた方もいらっしゃいました。

あとは、やはり短大と大学等に求人を出しましても、地域的になかなか希望者がいません。選ばれていない地域ですということは、はっきりと言われております。

園長が冒頭に申しあげましたハローワーク、40 名の方が保育士有資格で登録をしていて、重複して希望地を出していいのにもかかわらず、かすみがうら市は 40 名中 7 名、土浦市が 27 名ということで、こういったことからかなり希望者数に差があることを感じております。

○岡崎 勉委員

本日は大変お忙しい中、ご苦勞さまでございます。

また、先日、電話をいただいたり、手紙をいただいたりいたしまして、大体内容についてはおおむね理解できたのですが、2、3、ちょっとご質問させていただきます。

保育士の確保が大変困難であると聞いておりますけれども、保育園として保育士の確保に向けた取組をどういうふうに行っているか教えていただけますか。

○参考人（塚本麻衣君）

冒頭、園長が申しあげましたことと重複いたしますが、まずは見学に来ていただいておりまして、当学園の教育方針、教育理念、働き方、あとは実際の環境、職場の雰囲気等御覧いただいた上で、ご希望されれば面接を行っております。また、入職後に関しては、OJTをしっかりと行いましてフォローアップに重点を置き、外部の研修に参加させるなど、そういったことにも取り組んでおります。

○岡崎 勉委員

ありがとうございました。

次に、保育士の給料が低いとありますが、どれくらい低いのか、その辺は分かりますか。

○参考人（塚本麻衣君）

恐らく、そういった情報はインターネット等で調べていただければすぐ出てくるかと思いますが、本日はたくさんの保護者の方が傍聴席におられますので、具体的な額面についてはここで申し上げるのは差し控えたいと思います。

○岡崎 勉委員

ありがとうございました。

もう一点ですけれども、重なりますけれども、保育園等の存続が極めて困難であると請願書に書いてありますけれども、どのような状況なのか詳しくご説明いただけますか。よろしくお願ひします。

○参考人（塚本麻衣君）

存続が困難であるというのと、規模を縮小するというのはまた別かと思いますが、やはり 1 名の保

育士がお預かりできるお子様の数というのは決まっております。0歳児につきましては1名で3名の子ども、1歳児、2歳児につきましては6名の子ども、3歳児につきましては20名の子ども、それ以上につきましては30名の子どもというふうになっております。

ですので、教員の数が減れば受け入れられるお子様の数もおのずと減ってきます。

○岡崎 勉委員

ありがとうございました。

○佐藤文雄委員

私の妻も保育士ですが、牛久市のほうで働いています。これは土浦市から牛久市、牛久市が今、大変な人口増で、園がすぐいっぱいになったということですのでけれども、今、園長がおっしゃっていた、いわゆる隠れ待機児みたいなことについて、知っている限りで教えていただけませんか。

○参考人（塚本麻衣君）

正しい呼び名かどうか分かりませんが、私的な理由で待機しているお子様がいらっしゃるということです。例えば、あちらの保育所なら入れるけれどもという場合です。ただ、どうしても、やはりあまりに遠い、距離的な問題であるとか、そういった何らかの問題で、そちらに空きがあってもどうしてもそこに預けることができない、こういった私的な理由は待機児童に含まれていないということです。

それともう一つ、求職が理由で保育認定を申請される方、こちらについてもカウントの対象外となっているそうです。実際に当学園にも、求職を出しているのだけれども、市のほうで入れなかった、空きはありますかといった問合せは毎年何件もいただいております。

○佐藤文雄委員

実際にやはり待機児童が、今、先生がおっしゃったように保育士、例えば0歳児、1名保育士がいなくなれば3名減る。2歳児、3歳児は6名減っちゃう。実に、今どちらかというと産後認定ですか、そういう人たちのほうが多いと思うのですが、くりのみ自然幼稚園では産後認定の子どもたちも対象にしているのですか。

○参考人（塚本麻衣君）

当学園は満2歳からの受入れになっていますので、0歳児、1歳児やっております。誕生日を迎えた方からが入園の対象となっておりますので、ちょっと保育所と入園の時期が異なっております。

○佐藤文雄委員

2歳になったら、くりのみ自然幼稚園に預けることができるということですか。

そうすると、2歳児が結構厳しいですよ。1名の保育士に対して6名だと思いますが、この方法については、いわゆる定員と実際はどのぐらいの実態になっているのか教えていただけますか。

○参考人（塚本麻衣君）

当学園の場合は、誕生日を迎えてからのご入園になりますので、例えば4月とか5月とか6月というのは大変人数が少ないクラスになっております。年度の後半に向かうにつれて、誕生日を迎えたお子様から入園してまいります。それに伴って教員の配置を変えて、お子様をなるべく多くお迎えするようにしておりますが、実際、人数が当学園での教員数で間に合わない場合は、お断りをする場合がございます。

○佐藤文雄委員

ということは、やはりどうしても保育士の確保が難しければ断らざるを得ないという実態があるということですね。

○参考人（塚本麻衣君）

そのとおりです。

○佐藤文雄委員

そういう意味では、今、参考人がおっしゃったように、ハローワークで40名の保育士の募集があったら、7名しか、かすみがうら市にはないと。やはり格差の是正というのが一番大事だと思います。

どちらかという、全国的な例だと保育士の給与が、あくまでも全国的な例です。10万円ぐらい違うと言われております。そういう意味では、かなり処遇が、ほかの自治体と違うということは、かなり保育士を入れる上で大変な困難があるということが分かると思います。やはりそれが一番大きい。だから、今回の署名という形になったと理解してよろしいですか。

○参考人（塚本麻衣君）

半年前ぐらいの茨城県私立連合会の会議で配られました保育士の年代別給与平均、今、手元に資料がございませんので、具体的な数字は申し上げられませんが、それと当学園の職員の給与を比べましたところ、全国平均よりも数十万円高い賃金を支払っている、当学園ではお支払いしていることが分かりました。

つまり、当学園ではそんなに悪い賃金で先生方を募集しているわけではないと思います。にもかかわらず、やはり選ばれないと言われることに関して、やはり自治体がどこも手厚く保育士を迎える風潮がございますので、やはり仕事をする、したいという気持ちを駆り立たせるには、自治体をも保育を応援しているんだよ、そういったことをやっていただければ大変心強いなという思いでお願いしております。

○櫻井繁行委員

本日はお忙しい中、ありがとうございます。また、個人的に電話でお話を聞かせていただきました。非常にありがたく思っています。

私から何点か質問させていただきたいと思います。

今回、参考人の塚本陽子さんのほうから、先ほど6施設で請願を集められたというお話がありました。この6施設の中には、ほかの自治体でも保育園を開設している法人もあると思います。そういう中で、自治体間でも補助制度が違うというところで、保育士の勤務先において給与面での格差が生じてしまうということで、あえて助成制度を申請していない施設もあると、私のほうでお伺いをしています。そういった中で、我が市においても制度が拡充をされた場合、あえてその申請をできない施設がこの6施設の中でも出てきてしまうように私は思っていますけれども、その点について、請願の代表者としてどのようにお考えでしょうか。

○参考人（塚本麻衣君）

お電話ありがとうございました。

今、櫻井委員がおっしゃったことに関してですが、まず、他の法人の経営のことになりますので、こちらの学校法人たけより学園は、かすみがうら市にしかございませんので、他の法人の経営について意見することは差し控えたいと思いますが、ただ、やはりそこは逆に法人努力なのかなと思います。

○櫻井繁行委員

分かりました。

次、もちろん、先ほど塚本参考人からお話があったように、金銭面と言うのは非常に、給与の面というのは処遇を改善する大事なことであると思います。その一方で、働き方改革として、くりのみ自然幼稚園としてしっかり取り組んでいる、新しい保育士を受け入れるために取り組んでいるというお

話があったと思うのですが、請願は代表者でございますので、そのほか施設における働き方改革であったり、保育士の処遇改善に努めている状況などを捉えていれば教えてください。

○参考人（塚本麻衣君）

先ほども申し上げましたが、他施設とそういった処遇改善等について情報共有をしておりませんので、分かりません。すみません。

○櫻井繁行委員

分かりました。

もう一点、次の質問に移りますけれども、今回、お話があったように3,100名を超える方々から署名を集められたということは、もちろん真摯に受け止めなければいけないと思っています。

そういう中で、請願第2号として配布をされている請願書があります。私の自宅に塚本さんから2月23日付でファックスをしていただいた請願書がございます。

もう一つ、各私立の認定こども園であったりとか、保育園で請願を集められたという、その請願書もあると思います。そういう中で、多くの請願書が乱立をしているように私としては思うけれども、請願の代表者として、そこはどのように考えていらっしゃいますか。

○参考人（塚本麻衣君）

すみません。不慣れなもので、議員の皆様にご配ったものが、保護者の皆様にご署名をいただいたときの文と多少の異なりがございましたので、議会事務局のほうには署名をいただいたときの文章で提出しておりますので、ファックス等で皆さんにご配ったものは少し文言が違っている部分があるかと思えます。具体的に言いますと、やはり保護者の皆様へ、どこの市が幾らのっている、何万円の補助がついているといったことを教育現場を通して具体的に申し上げるのはいかなるものか、という思いがございましたので、保護者の皆様にはその金額面のところを抜いた文章でお配りしております。

○櫻井繁行委員

分かりました。

文言であったり形式については、多少差異があったということが分かりました。

そういう中で、もちろん今、塚本陽子さんが代表者ですけれども、そのほか施設の事業というか、法人の代表者の方もいらっしゃると思いますが、このようにいろいろなパターンの請願書が出されていたということは、ほかの施設の代表の方々は理解をされていますか。また、報告をする等の確認をされていますか。

○参考人（塚本麻衣君）

乱立ということですが、先ほども申し上げましたとおり、議会事務局のほうには署名をいただいた文章と同じ文章で提出しておりますので、あとは、当初、議員の皆様にお配りした文章と保護者宛ての文章と2通、各園にはお渡ししております。

○櫻井繁行委員

最後にもう一点だけお願いします。

今回、3,158名からの署名を集められたということで、6施設の、それは現場の生の声ということで、私も真摯に受け止めたいと思っていますが、久松公生委員の質問の中でも、各事業の代表者の方々が会して、調整といいますか、会議をする機会がなかったというお話がありました。それは忙しい中であったということも重々理解はできますが、その6施設の代表者というか、悲痛な叫びとして、この請願が上がってくると、もちろん思っていますけれども、各施設の中で、多少この請願に対する温度差があるように私は考えてしまうのですが、請願の代表者としてどのように考えていますか。

○参考人（塚本陽子君）

温度差というのは、こういったようなことか教えていただけますか。

○櫻井繁行委員

今回、塚本陽子さんが請願の代表者ということで3,100名を超える請願を集められました。請願を集める中で、皆さんの悲痛な現場の声であることを私は理解をさせていただきました。

その事業の、要は事業者というか責任者の皆さん、園長先生かもしれませんけれども、そういう方々が集まる機会がなかったというお話がありました。やはり請願であれば、そういう報告であったり、調整というものが、何かしら集まって話合いをして行うべきものなのかと私は認識があったので、施設ごとで多少、現場の声というのが、趣が違うのかを温度差という表現で申し訳なかったですけども、そこがあるのかと思いましたので、お伺いしています。

○参考人（塚本麻衣君）

当学園のほうにはそういった声が届いておりません。櫻井委員のところに、もしそういった声が届いているのであれば、恐らく櫻井委員のほうがそのご意見に関してよくお知りになっているのではないかと思いますけれども、あくまでもこれは働く保育士のための請願です。施設長とか経営者とか園長とか、そういったことではありません。現場で働く若い先生たちが少しでも、一生懸命やっているから、少しでも他市と同じように格差なく、かすみがうら市で働いているからと思ってほしくないじゃないですか。そういった思いで出しているものです。私がこういった請願を出すのは当然初めてのことでございますので、やり方、手順等違う部分があったのであれば、そこはおわび申し上げたいと思いますが、あくまでも、かすみがうら市議会のホームページに書かれている流れで、それに従って行いました。ですので、慣例的にどのように行われているかとか、こうやるのが普通だよねというのは、申し訳ありませんが、教えてくださる方もいなかったですし、分かりませんでした。

ですので、市議会の皆さんには、すごく変なふうに映った部分もあるのかもしれませんが、本当にあくまでも保育士が少しでも働きやすくなったらな、それだけの思いです。

○櫻井繁行委員

よく分かりました。

電話でもお話をさせていただきましたし、この請願を否定するつもりはありませんので、その辺だけご理解いただきたいと思います。

○櫻井健一委員

今日はお忙しい中、ありがとうございます。

分からないので聞きたいところがあります。お手紙いただいた中で、ハローワーク、地域的に希望者がいません。また、今日のお話の中でも、かすみがうら市7名しかいなかったということで、この原因の中で、自分の中では金銭面と、あと地域的なことがあるのかなと思ったのですが、かすみがうら市に希望が少ないという原因の中で、この2点以外で何か考えられることがあれば教えてくださいませんか。

○参考人（塚本麻衣君）

賃金面以外に、地域性、もしくは、もっと魅力あるまちでしたら希望者も多いのかもしれないと思います。

○櫻井健一委員

今後のかすみがうら市の発展のためにお聞きして、魅力あるまち、またそういった提案も今後していただけるといいと思います。

ありがとうございました。

○設楽健夫委員

資料が提出されていますけれども、24市の事例の資料が出されていて、実際の行政の補助がないのは3市のみと、この資料を見させていただいて、そういう状況になっていますけれども。

保健福祉部子ども家庭課提出という資料が私のところには来ています。見てください。

○川村成二委員長

ここで、暫時休憩します。 [午前10時45分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前10時45分]

○設楽健夫委員

今、お手元に資料あると思いますけれども、数えましたら24市、行政の支援がないのが3市という形の記載がありますけれども、先ほど、くりのみ自然幼稚園、塚本さんの様々な努力の経過について、話伺いました。

くりのみ自然幼稚園は、ここに来られた参考人の方もそこを选考したときにその話を聞いたことがありますけれども、様々な経営努力、自然に親しむ、すばらしい経営をされているという話も、その方から私も伺いました。

こういう請願に踏み切るまでは、いつぐらいからそういうことを考えてこられて、そしてこの請願に至ったのかというところを、話を少し聞かせていただきたいと思います。3,000名の署名というのは、これは大きな声ですから、お聞かせいただければと思います。

○川村成二委員長

答弁できる範囲で、答弁していただければよいと思います。

○参考人（塚本麻衣君）

最初は東京都からこういったこと始まったかと思いますが、東京都、また柏市や松戸市主催の説明会が土浦市で行われるなど、2018年、柏市だったと思いますが、県南生涯学習センターで就職合同説明会が2018年夏に行われております。こちらに関しては、茨城県私立連合会がこういったことを控えてほしいということで、柏市の認定こども園の協議会だったり、柏市に文書を通達しているといったことも連合会で報告を受けて、非常に危機的な状況であるという話合いが持たれました。

しかし、この後に、結局茨城県内でも同じように、つくば市、石岡市と色々な市で始まりまして、かすみがうら市はいつ始まるかなとずっと思っていました。

また、当学園は大変小さな法人ですので、頼れる方もございませんし、どのようにこういった意見を言ったらいいのかということも全く分かりませんでしたので、ただただ、かすみがうら市で始まったらいいなと思っているだけだったのですが、実は今年度の、来年4月に向けての求人、大変苦勞しまして、このままではまずいなという思いが非常に、秋から冬にかけて強くなりました。

以前から土浦市でも請願をして処遇改善がなされたということで、かすみがうら市でもやったらいいんだよというお話を他の園長から聞いておりましたので、私は非常に単純なものですから、請願をやってみようということになりました。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、ほかにはないので、参考人に対する質疑を終了いたします。

塚本陽子様、塚本麻衣様には、お忙しい中、本委員会にご出席賜り、ありがとうございます。いただきましたご意見を今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと存じます。

これで、退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

ここで、暫時休憩します。 [午前10時49分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前10時52分]

次に、本委員会に付託されました、請願第2号「かすみがうら市内私立認定こども園・保育園における保育士等の処遇改善助成金に関する請願」の審査に当たり、執行部に対する質疑を行います。

執行部から、何か補足説明がありますか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

配布しております矢口委員からの請求により提出させていただきました資料に基づきまして、現況等説明させていただきます。

最初に、1番の県内の私立認定こども園・保育園における保育士等の処遇改善実施状況。また、県外近隣自治体の実施状況であります。

表の左側部分、給与上乗せ等について、ご説明いたします。

1ページ目の水戸市ですが、記載のとおり、過去1年以内に保育所等で勤務していない者が市内の保育所等で勤務を開始した場合、10万円を補助しております。補助額に差はありますが、水戸市のように雇用時の補助を実施しているのは県内4自治体となっております。

次に、給料への上乗せでございますが、4ページ、5ページをお願いいたします。

土浦市であります。常勤保育士に月額1万5,000円、非常勤保育士に月額5,000円の補助を行っております。

次に、7ページをお願いいたします。

つくば市では、月額3万円の補助となっており、給与補助を行っているのは県内7自治体となっております。

戻りまして、2ページをお願いします。

鉾田市で、就労に伴い、住宅を新たに賃借するときに、準備金として5万円を給付しております。このように家賃補助を行っているのは、ほかに、つくば市など県内4自治体となっております。

以上、内容はそれぞれであります。県内で保育士への補助を実施している自治体は12自治体を確認しております。

また、最後の9ページをお願いします。

千葉県では、県が保育士1人当たり2万円の補助を県自体として行っている状況でございます。

次に、2番、本市の私立認定こども園・保育園の保育士職員、調理員の就業状況であります。

資料を御覧ください。

平成31年4月、市内の7つの保育園等の職員数を示しております。右の欄の合計欄になりますが、常勤保育士が89人、非常勤保育士が41人、調理師が14人の合計144人となっております。

資料の説明は、以上になります。

○川村成二委員長

それでは、保健福祉部に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

先ほど、請願者の塚本さんのほうから待機児童の話が出されていましたが、2種類あるという話がありました。当市の待機児童について、把握している数字についてお願いします。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

ただいまのご質問ですが、数字のほうは現在持ってきていないのですが、私的理由について待機している方、現時点では若干おります。

○設楽健夫委員

私的理由によることと、あとは求職者、その2種類の話があったけれども、把握されているか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

求職者のほうは、一応申請は出してこられるのですが、産休を延長するので、証明をいただきたいということで出される方がほとんどでございます。また、実際、産休延長しまして、ご自宅で見て4月から入りたいという方が結構おります。ただ、数字のほうは現在、把握はしてございません。

○佐藤文雄委員

前にも私、質問したと思いますが、保育士がいれば採用できるという統計的な資料が出ていたときがありましたよね。去年の10月だったかな。もし、保育士がいれば乳幼児、産後認定の子どもが入れますよとあったかと思いますが、これはどうですか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

当時は、ほかの保育所でも低年齢児空きがありましたので、入所はできたかと思うのですが、現在ですともういっぱいいっぱいにきていますので、仮に保育士がいても面積的にオーバーしている場合にはお預かりすることができないこともございます。

ただ、場所によっては、保育士がいれば0歳は1名につき3名までしか見られませんので、その辺は何とかフォローできるのかなとは思いますが。

○佐藤文雄委員

昨日、施政方針の話をしたときに、事業所内の雑務などといった保育に係る周辺業務を行う保育支援員の雇用に対する支援を、引き続き行ってまいりますという答弁だったのですが、この中に入っていないのですが、いわゆる直接処遇改善ではないですよ。ただ、保育補助者に対して雇用する支援を引き続き行ってまいりますという答弁でした。よく聞き取れなかったのですが、これは実際にどれくらい予算、決算であるのですか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

資料に載っていない国、県、市で補助する補助事業ですので、先ほど提出された資料には掲載しておりません。

2つありまして、一つが保育補助雇用強化事業といたしまして、保育士の負担軽減、保育士業務の補助に対する補助。もう一つが保育体制強化事業といたしまして、保育士の負担軽減、雑用等含めまして保育士の負担を軽減する補助事業になります。この2つを指して、昨日、市長が説明した内容になります。

○佐藤文雄委員

ということは、市独自の事業ではないということですね。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

独自の事業ではありませんので、提出した資料にも記載しておりません。

○佐藤文雄委員

昨日の私の質問に、まともに答えていないということですよ。

市独自の支援はやっているのかという質問ですよ。こういう答弁はやめてください。

○矢口龍人委員

私立保育園の保育士の関係は、資料を出していただいて分かりましたが、そのほかに障害児施設があると思います。箇所数とそこで勤務している保育士数を教えていただけますか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

現在、確認する資料がありませんので、確認できません。申し訳ありません。

○矢口龍人委員

市内に何カ所もあると思いますが、その施設でもお話聞くと、やはり保育士の確保が非常に困難しているということで、障害児を面倒見るにしても保育士の雇用がないと本当に潰れてしまうというお話も聞いておりますので、ぜひその辺のところの調査もしていただきたいと思います。

それと、こういう近隣市との格差に対して、執行部としてどういう考えでございましたか。ご説明いただけますか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

今回の請願に対しましては、3,000名を超える請願ということで、重く受け止めているところでございます。

全国的に保育士の確保が困難している中、保育士の確保対策として、県内の自治体でも、先ほど説明したように私立保育所への保育士等への給与助成を行っているところがあります。

しかし、保育士等への助成を行っている保育所においても退職する保育士がおり、保育士への業務負担の多さがその理由の一つと考えられているため、職場環境の改善による働きやすさの向上が重要だとの話も伺っております。

保育士の業務負担の軽減を図るために雇った補助者に対する補助制度などを有効に活用いただきながら、さらなる保育士の業務負担の軽減と職場環境の改善が図られればと思います。

少子化が進む中、国の助成制度等も鑑みて、本市では保育行政の充実を図るため、将来的に保育所の民営化を視野に入れております。保育所の民営化につきましては、民間事業者の協力なくしての実現はないものと考えておりますので、民営化を見据えた中で十分な協議を図ってまいりたいと考えております。

○矢口龍人委員

私が聞いているのは、この最初に資料にもあったように、格差があることに対してどう思いますかということですよ。こういう状況で本当に保育行政が成り立つと思いますか。その辺のところを執行部側として説明いただけますか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

県南地区を中心に給与補助、土浦市、つくば市、阿見町のほうでも開始しております。

年を追うたびに増えておりますので、かすみがうら市で助成をしていないということで、大変重くは受け止めております。

○矢口龍人委員

重く受け止めているでは、問題解決しないと思うんですよ。やはりしっかり助成するべきだと私は思いますけれども、その辺のところもう少しはっきりとお答えいただけますか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

繰り返しになりますが、先ほどお話しましたように、今後民営化も据えておりますので、それも含めた中でじっくり、十分協議をしていければと考えております。

○来栖丈治委員

先ほどの質問とも重複するのですが、保育補助雇用強化事業、保育体制強化事業という、いわゆる厚生労働省の政策があると思いますが、その事業に本市の保育園で手を挙げて参加している園は幾つありますか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

ただいまのご質問ですが、当市におきましては、体制強化、雇い上げ、合わせまして2つの保育園及び認定こども園が手を挙げてございます。

○来栖丈治委員

7園あるうちの2つが国の補助事業に手を挙げているということによろしいですね。

それと、加えて先ほど、くりのみ自然幼稚園にお伺いしたときに、私どもは対象外だというお話もいただきましたが、併せて確認したいと思います。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

先ほど申しあげました2つにつきましては、継続して補助を受けてございます。

くりのみ自然幼稚園のほうで該当しないのではないかとということですが、一応こちらの対象が、幼保連携型の認定こども園ということで要綱に記載されてございます。くりのみ自然幼稚園は、幼稚園型でございますので、その時点で該当しなかったものと思われま。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、執行部に対する質疑を終結いたします。

それでは、本請願の取扱いにつきまして、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○古橋智樹委員

私は、採決前に当たりまして、採択、不採択に趣旨採択を加えますことを動議として発議したく、引き続き、委員長から発議の理由の許可をいただきたいです。

○川村成二委員長

ただいま、本請願について、趣旨採択するのご意見がございました。

これより、趣旨採択することに対する討論を行います。

ここで、暫時休憩します。 [午前11時10分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前11時10分]

趣旨採択とのご意見がございましたので、それに対する討論を進め、討論後に趣旨採択のところで異議の確認をさせていただきます。

○古橋智樹委員

それでは、ただいま、委員長の討論という立場で、私が申し上げたい6つの理由を申し上げます。

まずは、このたびの請願にあたりまして、塚本陽子様、塚本麻衣様初め、3,000名余の署名をされた皆さん、そして関係の保育士の皆様、熱意ある子育てに対する思い、十分に理解したところであります。勇気を持って請願されたことに心から敬意を表したいと存じます。

このたびの請願の願意でございますが、子育て環境の充実に関わること、これは今現在、非常に需

要の高いカテゴリーとして理解できます。

しかしながら、この度の要請の手当でございますが、我が市の一般財源となります。そうすると、一層の公平公正の観点から確たる根拠が必要になります。当かすみがうら市は現在、待機児童はゼロでございます。

次に、以下6つの理由から趣旨採択として申し上げます。

まず、1点目でございます。

かすみがうら市は待機児童ゼロで、児童定数、市全体の空き状況は174名の13.4%の空きでございます。そのうち認可私立保育所・保育園だけでは、空き70名の7%の空きでございます。これら状況から、かすみがうら市の一般財源を手当した場合、需要の最先端になります子どもの立場から必要な保育士の人数を確保する根拠としては、根拠が不在で供給が過剰になるとも考えられます。

続いて、2点目でございます。

平成31年度の待機児童の調査において、最も待機児童が多いとされるつくば市は、待機児童131名、南側、お隣の土浦市は待機児童8名。このように待機児童がある市から、さらには保育事業者が多い市からもすれば、今回の手当をした場合、待機児童ゼロであるのになぜ手当したのか、理解に苦しまれることも考えられます。

続いて、3点目でございます。

先ほど質疑の中で出ましたが、当かすみがうら市の令和2年度施政方針、1週間前にこの議場で坪井市長から説明がありました。

こちらにおいて、先ほど質問の中であった保育士負担軽減に係る支援策が国と県の補助の下に事業として実行されるに当たり、当該手当を設定することが我が市の一般財源の持ち出しとなり、供給過剰となると考えられます。

続いて、4点目でございます。

保育所整備等交付金初め、国が進めます保育料無償化など、法律で支援されている後に、このたびの補助手当をつけることは、ほかの職種事業者から比べると非常に恵まれております。加えて、かすみがうら市の私立保育園における各経営側の報酬状況や保育士の条件面、さらには臨時保育士の就業意向など、今回の請願の中では軽々に知り得られない点がございます。

続いて、5点目でございます。

今回の請願者の法人で、児童の定員を超えられているところでございます。その状況から速やかに保育士を確保して、施設要件を整え、定員数を改めたいことは重々察しますが、臨時保育士の方々の常勤になる意向など、こちらについても知り得ない状況でございます。

最後に、6点目でございます。

待機児童ゼロという根拠なしに設定を設けられている茨城県内の自治体もございます。その一例に、北隣の石岡市が待機児童ゼロにもかかわらず、当該手当を設けていると伺います。こちらにつきましては、石岡市独自の事情で、政治的・政策的判断があったものと推察いたします。

以上6点から、採決に当たり趣旨採択を加え、発議する理由とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○川村成二委員長

ほかに、討論はございませんか。

○宮嶋 謙委員

趣旨採択に関する採決には、反対の立場で討論します。

まず、趣旨採択を選ぶ場合、その願意は理解できるが、実現が極めて困難な場合、趣旨採択を選択するという事だと思ふんです。

今回の請願は、金額を幾ら出してくれというような請願ではありませんので、金額等については執行部のほうでどれくらいできるのか、周辺の自治体の状況等も勘案して決める内容になりますので、実現の可能性というのは十分にあると思ふます。趣旨採択にしてしまいますと、執行部に対する議会の意向は十分に伝わりません。

これは、先ほど古橋委員が6つの論点を発言されましたけれども、いずれも採択に反対する中身でありました。趣旨採択にすべき理由としては不適當だと聞こえました。

この際、こういう保育士環境の改善で、かすみがうら市の保育全体の質を上げることに賛成なのか反対なのか、一人一人の判断を示すべきだと思ふます。

○川村成二委員長

ほかに、討論はございませんか。

○来栖丈治委員

私は、趣旨採択に賛成する立場で、討論をさせていただきます。

市内に7つの保育園があり、今回の署名に6園が参加したとお伺いをいたしました。

国の政策もいろいろある中で、その政策、保育士の制度等を応援しようという政策にも皆さん賛同し、参加しているというような状況でない中、そういう、いわゆる底辺の支えを協力し合う形で、互いにそういう事業を利用して、なお、現段階の、いわゆる請願の願意にたどり着けないんだということであるならば、私も賛成をしたいと思ふますが、そういう環境にはないことが分かりました。

であります、3,000 余名の署名があり、東京都、千葉県からの、いわゆる保育士の流出というようなこともネット等で聞いておりますので、今回の請願については趣旨を賛同するという事で、私は賛成したいと思ふます。

○川村成二委員長

ほかに、討論ございますか。

○佐藤文雄委員

趣旨採択の問題は、今、宮嶋委員が言ったように、この前の地域公共交通の問題でも趣旨採択をしたんですよね。これは苦渋の選択と言われていました。それが実際に執行部を縛らなかったのが、現実です。これでは意味がないです。

その後も、この地域公共交通会議についてはかなり引きずって、いろんな議論が深まって、ようやく来年度で廃止ということは検討すると一歩前進しましたが、やはりこういう6つの古橋委員の理由は、まさに趣旨採択じゃなくて反対だということだと思ふ。ですから、もう明確ですよ。そういう中途半端なことでこの議会が決めてしまったら、示しがつかない。わたしはそう思ふます。

やはりきちんとイエスかノーか、という形で決めたほうが、採決をすべきだと思ふます。

○川村成二委員長

そのほかに、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

これより、請願第2号を採決いたします。

本案は、異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第2号を趣旨採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○川村成二委員長

起立多数であります。

よって、請願第2号は、趣旨採択することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩します。 [午前11時23分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前11時34分]

本日、市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。

○市長（坪井 透君）

引き続きまして、令和2年第1回定例議会議案審査特別委員会を開会いただきまして、誠にありがとうございます。

本会議から付託されました案件につきまして慎重にご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○川村成二委員長

ありがとうございました。

ここで、執行部に申し上げます。

予算を除く議案等の概要説明は省略の上、議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき審査をすることといたします。議案集及び議案概要書並びに予算書等は説明ページ番号を言ってから説明をされるよう、お願い申し上げます。

新年度予算の説明につきましては、予算書にて説明を行い、続いて補足説明資料の説明をされますようお願い申し上げます。そして、経常経費の説明を省略の上、政策経費のうち、前年度予算と比較して大きく変動があった事項、または、特に説明しておきたい事項について、説明されるようお願い申し上げます。

また、今回の特別委員会では新型コロナウイルス感染防止の観点から、時短で委員会を進めていきたいと考えておりますので、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、説明は単に数字を言うことではなく、簡潔な説明並びに簡明な答弁をお願い申し上げます。

次に、議案第12号 令和2年度かすみがうら市一般会計予算のうち、監査委員事務局所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

本案につきましては、本特別委員会最終日に審査予定の保健福祉部子ども家庭課の質疑が終わった後に討論並びに採決いたします。

それでは、監査委員事務局所管の予算について、特に説明しておきたい事項等はございませんか。

○監査委員事務局長（乾 文彦君）

着座にて、ご説明させていただきます。

議案第12号 令和2年度かすみがうら市一般会計予算のうち、監査委員事務局の所管の予算について、ご説明をさせていただきます。

本来、政策経費について説明すべきところでございますが、監査委員事務局所管の予算につきましては、政策経費がございませんので、経常経費の主たるところについてご説明をさせていただきます。

歳入はございませんので、歳出の予算の説明となります。

予算書 51 ページの中段を御覧いただきたいと思います。

2 款総務費、6 項監査委員費、1 目監査委員費、02 監査業務事業でございます。予算額 127 万 6000 円、前年度予算 127 万円に対しまして 6,000 円の増でございます。

主な支出を申し上げます。監査委員報酬 82 万 5000 円、前年度予算 93 万 6000 円に対しまして、11 万 1000 円の減。実績を踏まえまして減額したものでございます。令和 2 年度監査計画におきまして、監査等 30 日間を予定しておりますので、これに伴う委員報酬でございます。

8 節委員等費用弁償 9 万円、前年度予算 10 万 2000 円に対しまして、1 万 2000 円の減でございます。

18 節職員研修負担金 15 万 8000 円、前年度予算 10 万 6000 円に対しまして、5 万 2000 円の増でございます。

また、この監査業務事業のほかに経常経費としまして行政不服審査会事業など 5 つの補助事業の予算を計上してございますが、説明は割愛させていただきます。

なお、最後になりますが、令和 2 年度の監査計画におけます監査方針としましては、法令遵守を前提といたしまして、P D C A サイクルが反映されているか、また、費用対効果が上がっているかどうかを重点項目として監査を行うこととしております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

これは予算ですから、令和元年度も予算ですから、私は住民訴訟を 2 件やりましたけれども、住民訴訟の 2 件については決算ベースだということで、全く考慮しないで今回の予算をつくったと理解してよろしいですか。

○監査委員事務局長（乾 文彦君）

住民監査請求につきましては、予算上は 1 回分の予算は計上されております。監査委員事務局としましては、実質的ベースで予算を計上しましたが、令和 2 年度は 1 回分の予算を計上するというところで、実際に住民監査請求が提出された場合には、不足分については予算を措置していただいて、それで支払いをすることでの予算になっております。

○佐藤文雄委員

ということは、令和元年度も令和 2 年度も 1 回の訴訟が前提として、予算化されているということですね。

○監査委員事務局長（乾 文彦君）

令和元年度は 4 日分の住民監査請求分の委員報酬が計上されておりましたが、令和 2 年度は、1 日分の予算ということで予算査定を受けておりますので、令和 2 年度は 1 日分のみの計上となっております。

○川村成二委員長

ここで、暫時休憩します。 [午前 11 時 40 分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前 11 時 40 分]

そのほか、質問ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第4号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

都市産業部から特に補足説明等はございませんか。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

議案第4号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、観光商工課根本課長よりご説明しますので、よろしく願いいたします。

○観光商工課長（根本和幸君）

それでは、議案集21ページ、議案概要書9ページになります。

このたび、交流センターに歩崎棧橋と古民家江口屋を附属施設と追加するため、附属施設の種類や実施する事業を追加、新たな使用料の設定など、必要な事項について条例の一部を改正するものです。

追加する施設と施設の種類につきましては、歩崎棧橋、係留棧橋と多目的棧橋になります。古民家江口屋ですが、宿泊施設として和室のA・B、洋室のA・B、共有スペース、浴室になります。また、歩崎棧橋と古民家江口屋の使用料の設定をさせていただきます。

なお、指定管理者が基準額の0.5から1.5倍の額までこの使用料を定めることができることとしています。また、施設が追加されたことに伴いまして、減免を新たに規定をしています。また、実施事業の充実ということで4つの事業を関連事業として追加をさせていただきます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○宮嶋 謙委員

まず1点目、歩崎棧橋の貸切というのはどのような用方をイメージすればいいのでしょうか。

○観光商工課長（根本和幸君）

例えば、カヌー教室をやられている子どもクラブの方とかが、例えば4時間、半日だけ借りたいというような想定をして、4時間未満の貸切りと4時間から8時間の貸切りの想定をさせていただきます。

○宮嶋 謙委員

貸切りしている場合は、ほかの船の接岸とか係留とかはできないということになるのでしょうか。その辺の交通整理は、ちょっとその頻度にもよると思うけれども、できるのかどうかお願いします。

○観光商工課長（根本和幸君）

歩崎棧橋につきましては、かすみがうら未来づくりカンパニーのほうへ指定管理者として委託をすることとしておりまして、仮に貸切があつて、係留するスペースが残っているようであれば、かすみがうら未来づくりカンパニーの社員の人に交通整理をしていただいて、できるだけ皆さんに使っていただけるように配慮したいと考えています。

○宮嶋 謙委員

もう一点、料金設定についてですが、市内の方が安く、市外の方が高いという設定になっていると思います。通常、日常的に市内の方が使うために設置された施設であれば、それでもいいと思うのですが、これら施設は交流人口の拡大を目指した施設であると思います。それを考えるときに、市外の人は高いということは、メッセージとしてはマイナスに響くのではないかな。せめて、どの方でも同

じ料金とか、あるいは何かキャンペーンのあるときは、県外から来た方は特に安くなるよというような使い方をむしろすべきじゃないかなと思っているのですが、いかがでしょう。

○観光商工課長（根本和幸君）

古民家江口屋の答弁につきましては、地域未来投資推進課の稲生課長から答弁させますので、よろしくをお願いします。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

お答えいたします。

市内と市外の料金設定の違いというところだと思いますけれども、やはり公共施設でございますので、その辺は市内の方に多く利用していただきたいというのが根本的なものかと思えます。また、ほかの公共施設につきましても、主に市内の方は料金を安く、市外の方の料金が多少高くなるというような設定に準じているというのも、また一つの点かと思えます。

それと、ただいま交流人口の拡大というような目的ということでご指摘がありましたが、こちらにつきましては、指定管理者が基準額の0.5から1.5倍までの範囲内で定めるところの規定もございまして、その点につきましては、指定管理者ともども実際の運用に入る段階で、いろいろ調整し、対応してまいりたいと考えております。

○佐藤文雄委員

施政方針のときに質問しました。いわゆる遊覧船の寄港についてを協議中だと、決まっていない。

それから、いろいろ災害発生時の避難、救援物資等の水運の発着、何かこんな話で浮棧橋を使うというから、想像を絶するような使い方ですが。

それは置いておいて、採算とか利用者の見通し、これ計画書はありますか。

○観光商工課長（根本和幸君）

現在、棧橋で予定をしています、例えば遊覧船でございますが、まず、これまでの実績ですと、かすみがうらマラソンのときの応援客の送迎であったり、帆引き船フェスタの際には帆引き船観光客の送迎、また、あゆみ祭りの際も帆引き船観光客の送迎をされています。

また、令和2年度から県で実施をしていますサイクル事業に当市も参加するというので、そちらの予算も計上させていただいていますが、サイクリストであるとか自転車を乗せて歩崎まで来ていただく。また、まだこれは具体的ではないですが、茨城県霞ヶ浦環境科学センターの事業で、夏休みに霞ヶ浦周辺の小学生の体験事業をこちらの棧橋を使って実施したいというお話をいただいておりますので、具体的に進めさせていただければと思います。

そのほか、各帆引き船の乗り降りであったり、カヌー教室やボート大会等があったりとございますので、人数等はこれから実績を基に見ていきたいと考えています。

○佐藤文雄委員

利用者の見通しとか採算の計画書はありますかという質問です。だから、今ざらざら言ったけれども、どのくらいの見通しを立てているのですか。そういう計画に基づいて、やるんじゃないですか。

古民家についても同じですよ。どのくらいの利用者を、全国的にこういう古民家という活用が図られているかと思えますよ。場所によっては有利なところと不利なところありますから。そういうところも大体人口どのくらいの集客力を考えているのかということですよ。これが具体的に見えないで、一部改正でこの分だけやっても分からないじゃないですか。

○観光商工課長（根本和幸君）

実績から申し上げますと、帆引き船で令和元年度のお客さんが390名。例年に比べますと若干少な

いのは、令和元年度、天候が悪かった部分もありまして、出港回数が少なかったことでもあります、例年平均ですと 450 名から 500 名程度。

そのほかに、かすみがうらマラソンの応援客としては、まず 80 名程度、帆引き船フェスタの観光客の方が約 60 人程度、あゆみ祭りの帆引き船でも同じように 60 名程度、また、サイクルーズにつきましては新規事業でございますので、実績等はこれから勘案したいと思います。

○佐藤文雄委員

だから、具体的に計画書を作っていないということと同じじゃないですか。それを私は聞いたんですよ。採算ベース分も含めて。

かすみがうら未来づくりカンパニーが指定管理者になって、予算も委託料ですか、2743 万 3000 円だったか。そういうふうに委託料をやっていますが、これまで、いわゆる交流センターの指定管理者に対する委託料というのはどのくらいですか。どうやって見ればいいですか、令和元年度と比べて。今度はこの浮棧橋と、それから江口屋が加わるとどのくらい増えるのですか。

○観光商工課長（根本和幸君）

約 1900 万円ほど増えますが、内訳としましては正社員の方 2 名の人件費と、臨時職員の方 2 名の人件費に加えまして、古民家江口屋の電化製品等の備品購入費を見込んで 1900 万円ほどの増になってございます。

○設楽健夫委員

議案第 4 号ですけれども、先日、かすみがうら未来づくりカンパニーの経営健全化についてという報告書が出ていますね。これは債務超過事業になっていますね。債務超過事業にあえて 2 つ、端的に言えば江口屋と棧橋の事業をこれに加えていくと、これでかすみがうら未来づくりカンパニーの債務超過を是正していく基本的な計画書が作られた上で、この案は提出されていますか。

○観光商工課長（根本和幸君）

新たな令和 2 年度からの指定管理料を見込んで計算をさせていただいています。

○設楽健夫委員

では、このかすみがうら未来づくりカンパニーの健全化計画書ができていますよね。それと併せて、その書類を出していただけますか。

○観光商工課長（根本和幸君）

先日の全員協議会の際にお示しをした計画がそちらになります。

○設楽健夫委員

この前の説明の計画では見えないですよ。

この前、書類が出ていますよね。2 月 25 日ですか。かすみがうら未来づくりカンパニーの経営健全化についてということですか。よろしいですか。

かすみがうら未来づくりカンパニーは債務超過企業でしょう。それにどんどん付け加えていって泥舟のように沈んでいってしまう。そこに大切な財源、市税をつぎ込んでいくということになりかねないと思うんです。私は、独自に経営していきながら、独立採算で、それを結合していく上でこういう案が出てくるということについては構わないと思いますよ。まだ債務超過事業に対する具体的な道筋が見えていない中でこういう案を出すということ自体は、市の財政状況からしても、見通しをもっと立ててこういう案は提出してくるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○観光商工課長（根本和幸君）

先日、提出をしました経営健全化計画の中で、令和 6 年度には債務超過を脱するという計画になっ

てございますので、このとおり進むように、市のほうでも当然その辺を観察しながらいきたいと思っています。

○設楽健夫委員

貸借対照表と損益計算書で、確かに令和6年度まで出ていますよ。事業計画書はないですよ。加えて、江口屋と浮棧橋の事業計画書が合体して、そして、この貸借とか損益計算書が作られていくんじゃないですか。事業計画書が全く出されていない。ですから、私には理解できない。これを含めた事業計画書を出していただけますか。

○観光商工課長（根本和幸君）

事業計画につきましては、かすみがうら未来づくりカンパニーを指定管理にするとときに事業計画として出ています。

今回の部分は、あくまでも会社の経営の中のお話をさせていただいていますので、この中で損益計算書の中が令和元年度と令和2年度で経常収益が2000万円ほど上がっているのは、この指定管理料がふくまれている部分でございます。

○設楽健夫委員

最後にしますけど、交流センターの事業計画の形で様々な事業計画を募集したことがあります。私はこのときに、固定費については市が持つべきであると話したことがあります。

あそこに例えば観光商工課なら観光商工課をぼんと出して、市の一般財源の中から固定費自身については出して、そうしてやっていかなかったら、あそこはいつまでたっても経営健全化にはいたらないであろうということを、複数の人たちと一緒に提言したことがありますけれども、このままではまた同じ債務超過事業として進んでいってしまう危惧から、事業計画書の問題についてもしっかりと出してもらいたいと。

これはかすみがうら未来づくりカンパニーの決算書とか事業計画の中から出してくるものであるとは思いますが、そこに市財源を投入するわけですから、指定管理料だとか様々な形で。市のほうもそれを持つ必要がある。

○観光商工課長（根本和幸君）

先ほど、指定管理料のご説明をさせていただきましたが、当然、交流センターのほかに新たに棧橋と古民家江口屋が追加されるということで、その辺をしっかりと経営をできる社員を雇入れをしていただくための人件費として、指定管理料の計上をさせていただいているところです。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論は、ございませんか。

○佐藤文雄委員

いずれにしても、計画書が全く見当たらないところで、私、そのものがこの浮棧橋、本当に無駄遣いだとして、この前の一般会計予算に反対した経過がございます。

今度は類似したような江口屋を追加すると。これも見通しを全く立てていないと同じだよ。そういう意味では、私は設楽委員の言葉を借りて申し訳ないですが、本当に泥舟に乗ってしまっているんじゃないなと思います。本当にこれ以上お金をかけていいのかと思います。そういう意味では、こ

れは、反対です。

○川村成二委員長

ほかに、討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、異議がありますので、起立によって、採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○川村成二委員長

起立多数であります。

よって、本案は、可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、午後1時15分から再開いたします。

ここで、暫時休憩します。 [午後 0時02分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時13分]

次に、議案第7号 かすみがうら市農村公園設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

都市産業部から特に補足説明等はございませんか。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

議案第7号 かすみがうら市農村公園設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきまして、農林水産課仲戸課長よりご説明をいたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

それでは、議案概要書14ページ並びに議案集34ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、令和元年度末をもって農村公園としての位置づけを廃止するため、かすみがうら市農村公園設置及び管理に関する条例を廃止するため、この条例を制定するものでございます。廃止により、かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例における公共施設としての位置づけを廃止するものでございます。

農村公園につきましては、これまで区長など管理者による現地確認、立会いなどにより撤去施設等の確認を行いまして、地元の意向を踏まえ、15カ所のうち8カ所ございます民有地の農村公園につきまして、今年度末で全て不要施設の撤去が完了し、地権者へ用地返却となりますことから、本年度末

をもって農村公園を廃止するもので、施行年月日は、令和2年4月1日でございます。

また、市有地7カ所につきましては、令和2年度に残る不要施設の撤去、伐根等を実施いたしまして、検査管財課所管3カ所につきましては公民館併設もあり、地元で継続利用ということで聞いております。また、農林水産課で所管しております、残る4カ所の市有地でございますが、2カ所につきまして、西成井、神立住宅につきましては、所管替え後、地元公園として存続する手続を行い、残る2カ所については撤去後に普通財産としての所管替えを予定しております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

いわゆる、市街地といわれる神立住宅農村公園、東宝ランド農村公園、当市はそもそも都市の、農村と言わないで、公園そのものが少ないと。これがまた神立住宅と東宝ランドも農村公園という、名前は農村ですが、これをなくすというのは公園自体を狭めるものになるんじゃないですか。これはどういう話になったのですか。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

両公園につきまして、地元の区長とか管理者の方々の意向をお伺いしましたところ、神立住宅農村公園につきましては地域の広場として今後も継続して使いたいというようなお話で、農村公園としては特に必要はないという形でお話をいただいております。東宝ランドにつきましても同様のお答えをいただいております。

○佐藤文雄委員

農村公園というのは特定な意味で農村というのが頭についていて、それは当市が何らかの補助事業として扱っているという意味で、農村公園を取ったら、あとはただ、今言った市街地の都市公園として市に帰属するようなやり方になるということですか。ちょっとそこら辺が分からないので、農村公園そのものの位置づけというのをもうちょっと教えてください。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

農村公園につきましては、昭和40年代に農村整備事業だったと思いますが、農林関係の補助事業で整備した公園ということで聞いております。そういったもので市の農村公園という位置づけになっているものでございます。

今後につきましては、地元で継続利用をされる場合は、今お話の神立住宅農村公園につきましては市の所有地でございますが、農林水産課で所管をしておりますので、廃止後につきましては普通財産として所管替えをした後、地元と検査管財課のほうで賃貸契約という形で契約を結んでいただいて、地域の広場として使われるという流れです。

東宝ランドにつきましては、今後の利用という希望は聞いておりませんので、普通財産として所管替えをした後、検査管財課へ所管替えする形になります。

○佐藤文雄委員

東宝ランドは公園という位置づけでは全くなくなるということですか。そうすると公園がなくなっちゃう。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

地元の聞き取りの中では、利用はしないと聞いております。

○宮嶋 謙委員

確かに農村公園 15 施設の中には、私も全部回りましたが、実際使われていなくて草ぼうぼうの荒地になっちゃっているところもありましたので、中身を精査して整理することは必要だと思うのですが、実際に公園として、人数は多い少ないはあったかもしれませんが、使われていた公園も遊具の撤去をどうするかという決断を迫られた形で、地元管理は難しいという結論に至った集落では、もうお返ししますというような答えを出した経緯もあると思うんです。

全部が全部とは言いませんが、やはり高齢化でなかなか管理ができないというところでも、需要があるところについてはできるだけ、小さな地元の公園というのは残していくべきだと思うんです。

この条例で廃止された後は、地元の責任で自分たちでやる以外は公園維持というのは難しいということでしょうか。それとも、そのほかに市から公園の必要性があれば、それに対して助成をすとか、これの代替措置として何かサポートがあるんでしょうか。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

民有地、個人所有の農村公園の土地につきましては、今年度、地権者にお返しするという事で地元の意向をいただいて、先ほども申しあげましたとおり、今年度末で全部返還をいたします。

市の所有する農村公園の用地につきましては、先ほども申しあげましたが、検査管財課所管の土地が柏崎と大平と田伏がございます。こちらは公民館併設ということもありますので、地元で引き続きその土地については使うということで、農村公園としては条例を廃止いたしますので、農村公園の位置づけはなくなります。地域での利用というのは引き続き、市の所有地ですが普通財産として地元と賃貸をした中で利用していくと。

同じように、農林水産課所管の土地のうち2カ所、西成井と神立住宅につきましても、同様に所管替えをした中で、普通財産に所管替えをして地元と契約した中で継続利用をしていく。ただ、申しあげますが、農村公園としての位置づけはなくなるということでございます。

○宮嶋 謙委員

公園利用者にとって、位置づけが何かあるとどうなのかということは、全然関係ないです。公園として使えるかどうかということが一番の大切なところ。市有地でそのまま使いたいと言っているところについて、遊具が古くなったので新しい遊具について補助してくれるとか、維持管理について市が協力してくれるのですか。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

今、地元と協議をしている中では、開設以来 40 年以上近く経っている古い施設ですので、なかなか地元としても引き続き使いたいよというものは数が少ないですので、残してくれというものは残した中で、地元で継続して使っていただく。不要というものについて撤去を進めさせていただいているところでございます。

何度も申しあげますが、農村公園としての位置づけがなくなりますので、農林水産課の中での今後の対応というのは、なかなか難しいのかなと思います。

○宮嶋 謙委員

私が聞きたかったのは、古いのは分かっています。公園として引き続き使うところについては新しい遊具を入れてくれないかと、市はその対応をしてくれるのかどうかというのを聞いているんです。農林水産課で答えられなかったら、ちょっと答えられる方に代わってもらえますか。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

今、農林水産課所管の農村公園ということで条例廃止をしますので、一応、普通財産になりますの

で、所管が検査管財課になると思うのですが、先ほど佐藤委員もおっしゃったように、公園等も不足しているような状況もありますので、地元と都市整備課管轄になるかどうか、都市公園になるかどうかはまだ分かりませんが、今後その検討をしていきたいと思っております。

○佐藤文雄委員

やはり何回も言うけれども、今つくろうとしている立地適正化計画だとかがある。そういう意味で、都市公園という位置づけをもうちょっとした上で、廃止というのを決めるべきじゃないかなと思うんだよ。そういう位置づけがないままに廃止となると、やはり私は子育てだけじゃなくて、地域の防災拠点にもなるんですよ。そういうところの位置づけがどうも曖昧なような気がするのですが、いかがですか。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

防災の拠点にもなり得るじゃないかというようなお話ですが、確かに公園も用地ということで、そういうことも地元の方と協議しながら、市としてどういうふうに関後変えていくか、整理をしていきたいと思えます。

○設楽健夫委員

この1番から15番までで、民有地で返還していく公園を、ちょっと番号言っていただけますか。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

議案概要書14ページの表でございますが、まず、民有地の農村公園につきましては、まず1番の松本、それから4番の南野原、5番の三ツ木、7番の深谷、9番の崎浜、10番の赤塚、12番の堂山、13番の牛渡上郷、この8カ所でございます。

○設楽健夫委員

例えば、公民館は公民館法でその保証は公的にされていますけれども、農村公園がよって立つ法律はどのような法律ですか。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

農村公園につきましては、国の農林補助で整備した公園でございますので、位置づけとしましては、市の農村公園の設管条例がよりどころになるのかなと思えます。

○設楽健夫委員

農林水産省所管ということからすると、ちょっと法律の名前は分かりませんが、その基盤となる法律はありますか。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

申し訳ありません。私は承知しておりません。

○設楽健夫委員

今、8カ所の民有地については、所有者に対してこれから話が進んでいく、あるいは進んでいるということですね。それ以外の農村公園については、先ほどから公園としての機能とかそういうふうな話がありましたけれども、今後、この農村公園はどのような法律で守られていくのか、そういうところをちょっとはっきりしていく必要があると思うんです。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

委員おっしゃる法律については、申し訳ございません、承知しておりませんが、民有地につきましては既に地権者の方と合意をいたしまして、今年度返還されます。そのほかの市有地につきましても、地元と協議をし、区長なり公園管理者の方と現地の立会いをした中で、全て、これは残してくれよ、これはいらぬよといったものを選び分けしまして、その中で今、撤去作業を進めているところでござ

ざいます。

○設楽健夫委員

1、4、5、7、9、10、12、13 以外については公園機能として残していくということになれば、恐らく公園法だとかそれに対応する法律があると思いますけれども、そこにしっかり対応させて、その地域の公園が公園機能として維持していくように、法的にもしっかり固めた形で対応していただきたいと思います。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

現状といたしましては、地域での継続利用という意向にとどまっておりますので、委員おっしゃられる内容の整備とまでは、至っていないのかなと思います。

ただ、地元と協議をした中でこういった形で方向性を決めたという内容でございます。

○設楽健夫委員

それで、この議案、先ほど話しました1、4、5、7、9、10、12、13 と、それ以外のところについては、今後どうしていくのかの附帯説明を入れて、そして図っていただきたいと思います。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

今後どうしていくのかのお話でございますが、基本的に条例の位置づけを廃止した中で、私の土地については返還、市の所有地については、地元の意向を踏まえて継続を利用するところについては、農村公園の位置づけを廃止しますので、普通財産の中で地元と検査管財課のほうで契約して、地元の使いたい意向で使っていただくという流れになるかと思えます。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

法律でしばっているものではないと思いますので、あくまで地元の利用する意向の中で、市と地元の契約という形で今後進んでいくものと思います。

○設楽健夫委員

都市公園法とか、公民館と一緒に、法律できちんとうたわれている内容があると思いますので、管轄がどこになるのか、私は今分かりませんが、その点についても整理して出してください。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

現状といたしましては、地元とこれまでも何度も説明をしまいましたが、協議をした中で、地元も廃止の意向、市としても40年以上たつてなかなか古い施設ということで、双方了解の下で進んでいるというような認識でございます。

〔「内容について整理して」と発言する者あり〕

○川村成二委員長

委員長が整理するのもありますけれども、質問者が理解できないのであれば、何が理解できないのかを再度質問してください。そうしなければ話が進みません。

○設楽健夫委員

地元の方との話合いの経過については、よく分かりました。

もう一つ、公園として残していく場合には、都市公園法とがありますから、それに見合った形で今後対応していくと、この議案そのものに附帯条項をつけて提案していただきたいと思います。

○川村成二委員長

ここで、暫時休憩します。 [午後 1時34分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時38分]

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論は、ございませんか。

○宮嶋 謙委員

反対の立場で討論します。

地元と協議をしてきての結果だというご説明はよく分かるし、事実だと思うのですが、その協議の内容が、これまで地域で管理していたものがこれ以上はちょっと難しくなってきたと、古くなった遊具の撤去は今決断してくれば市のほうでやるけれども、そうでない場合は、あとは皆さんがやってくださいよと、どうしますかというふうに迫った、そういう協議内容であったわけです。

つまり、市にとって、あるいは地域にとって、この公園が本当に必要かどうかということよりは、管理ができますかどうかという協議だったと思うんです。それでは、管理を実際にしてきたお父さん、お母さんは難しいと、でも若い夫婦で使いたい人がいるという場合には、やはり管理は無理だからこの公園は諦めるということになっちゃうわけですね。そういう経過でこの農村公園を廃止していいものかどうか、私は大いに疑問は感じています。

もし廃止をするのであれば、必要な公園をきちんと精査した上で、別の形で担保していただいてセットで出していただければ、まだ考え得る余地があると思うんですが、それがなくなると位置づけだけ廃止するというのは、いかにも地域の本当の声に答えていないんじゃないかなと思いますので、反対します。

○川村成二委員長

ほかに、討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は、異議がありますので、起立によって、採決いたします。

委員の皆様にはお願いです。起立に当たっては、立った状態で少し、書記がチェックする時間が必要ですので、しばらく立っていただきたいと思います。

本案は、原案のとおり、可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○川村成二委員長

起立多数であります。

よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）のうち、都市産業部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

本案につきましては、特別委員会最終日に審査予定の保健福祉部子ども家庭課の質疑が終わった後に、討論並びに採決いたします。

それでは、都市産業部から特に補足説明等はございませんか。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）都市整備課所管事業につきまして、大久保課長よりご説明いたします。よろしく申し上げます。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

○都市整備課長（大久保昌明君）

それでは、令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算のうち、都市整備課に係る部分についてご説明いたします。

議案集 55 ページをお願いいたします。

予算項目 8 款土木費、4 項都市計画費、1 目都市計画総務費、04 都市計画調整事業（政策）65 万円の減額でございます。内容としましては、13 節委託料、立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン策定業務委託の 65 万円の減額でございます。当初予算に対しまして、契約差金分を減額する内容でございます。

続きまして、8 款土木費、4 項都市計画費、2 目公園費、02 都市公園維持管理事業 76 万 8000 円の減額でございます。内容といたしましては、13 節委託料、公園等管理料が 50 万円の減額につきましては、入札差金が生じたことによる減額でございます。

続きまして、14 節賃借料及び使用料、土地借上料としまして 26 万 8000 円の減額につきましては、都市公園の貸借契約額の見直しに伴う減額でございます。

続きまして、8 款土木費、4 項都市計画費、3 目街路事業費、03 街路整備事業（政策）169 万 1000 円の減額になります。内容といたしましては、13 節委託料におきまして、ポケットパークの整備実施設計業務委託 16 万 5000 円の減につきましては、契約差金分を減額するものです。

15 節工事請負費、ポケットパークの整備工事費 152 万 6000 円の減額につきましては、入札差金分を減額する内容となっております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、都市整備課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

この都市公園の土地借上料の減額、場所はどこですか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

土地借上料の減額ですが、場所としましては、逆西第一公園と大塚ファミリー公園になります。

○矢口龍人委員

これは、賃貸料の見直しをした結果ですか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

委員おっしゃるとおり、3 年に 1 度見直しをしております、それに伴う減額です。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。説明は簡潔をお願いいたします。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

それでは、農林水産課所管に関する内容についてご説明いたします。

議案集 48 ページをお願いいたします。

歳入から説明させていただきます。

中段でございます 16 款、2 項、4 目農林水産費県補助金、1 節農業費補助金 250 万の減額でございます。内容は、家畜排せつ物農外利用等促進事業補助金 250 万円の減額です。こちらは、当初、市を通して畜産農家へ当該補助金を交付する流れでありましたが、県において要綱改正により、補助対象者を市から畜産農家へと変更されたことによりまして、市を通さず、直接補助となったため、減額補正するものでございます。

次に、2 節林業費補助金 62 万 8000 円の減額です。内容は、一般造林事業補助金 12 万 8000 円の減額並びに身近なみどり整備推進事業補助金 50 万円の減額で、一般造林事業の確定及び身近なみどり整備事業の入札結果による補助金の減額補正でございます。

続いて、1 つ飛びまして、16 款、4 項、3 目農林水産費県交付金、1 節農業費交付金 81 万 8000 円の減額でございます。内容は、多面的機能支払事業費 22 万 8000 円の減額、多面的事業推進事業費 59 万円の減額で、それぞれの事業費確定により補助金の減額を補正するものでございます。

続いて、歳出についてご説明いたします。

議案集 54 ページをお願いいたします。

中段から下でございます 6 款、1 項、2 目農業総務費、02 農村公園維持管理事業 160 万円の減額でございます。内容は、15 節工事請負費で、本年度、民有地の農村公園における遊具等の不要施設の撤去費用として、770 万 7000 円を当初計上しておりましたが、契約差金により 160 万円を減額補正するものでございます。

次に、3 目農業振興費、06 園芸振興事業（政策）13 万 3000 円の減額でございます。19 節食の安全・安心対策事業補助金 6 万 1000 円の減額。園芸産地総合整備事業補助金 7 万 2000 円の減額ともに、事業費確定による減額でございます。

続いて、4 目畜産振興費、03 畜産振興事業（政策）750 万円の減額でございます。こちらは 19 節家畜防疫予防推進補助金 500 万円の減額につきましては、国の豚熱侵入防止緊急対策事業補助金として、市内の全ての農場、養豚農家を対象に、さきの定例会で補正予算を計上していただきましたものもございしますが、事業実施の農場及び事業計画の精査によりまして、事業費が減額となりますことから、市負担分として計上していた補助金 711 万 3000 円から 500 万円を減額補正するものでございます。

現在、市内農場において侵入防止の設置等の準備を進めておりますが、本事業は全国的に進められておりまして、侵入防止柵の資材の入荷予定や設置業者の人員確保の関係から、年度内の事業完了が困難なこともあり、こちらにつきましては繰越明許とするものでございます。県におきましても、3 月議会で繰越明許の手続を行うことでございます。

また、家畜排せつ物農外利用促進事業補助金 250 万円の減額につきましては、歳入でご説明したとおりでございます。

続いて、6 目水田農業対策費、03 米政策推進事業（政策）100 万円の減額でございます。こちらは、19 節水田利活用推進事業助成金の事業費の確定による減額でございます。

次いで、8 目農地費、08 農地維持・資源向上対策事業 70 万 4000 円の減額でございます。内容は、13 節現地確認業務委託の契約金額の差金によりまして 40 万円の減額。19 節農地維持資源向上対策交付金、対象組織の事業の確定に伴いまして、30 万 4000 円の減額となっております。

次ページをお願いいたします。

続いて、6款、2項、1目林業振興費、02林業振興事業62万8000円の減額でございます。内容は、身近なみどり整備推進事業計画の入札結果により、請負金額が減額となったため、差金50万円を減額、さらに県造林事業の確定によります補助金12万8000円を減額するものでございます。

○川村成二委員長

執行部に申し上げます。

説明に当たっては、減額、確定、差金等については、内容だけ発言していただければ、金額については見れば分かりますので、読み上げる必要はないと思いますので、時間短縮の協力をお願いします。

以上で、説明が終わりました。

質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

畜産振興の豚熱の500万円は、これ明許繰越と言いませんでしたか。今実際に、この豚熱の全体の予算額と執行額はどのくらいになっているか分かりますか。そして、この500万円が、途中明許繰越と言いませんでしたか。ちょっと教えてください。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

申し訳ありません。こちらにつきましては、さきの12月定例会で補助金711万3000円を補正計上させていただきまして、その後の事業を精査した中で事業費が決まってまいりましたので、500万円の減額という中で、実際に補助金としてかかります211万3000円が、先ほど申しましたとおり、全国的な事業の関係で材料の入荷ですとか、設置人員の確保が困難ということで繰越明許とご説明申し上げた内容です。

○佐藤文雄委員

だから500万円じゃなくて、繰越明許が211万3000円ということですね。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

そのとおりでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第12号 令和2年度かすみがうら市一般会計予算のうち、都市産業部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

初めに、都市整備課所管の予算につきまして、特に説明しておきたい事項等はございますか。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

議案第12号 令和2年度かすみがうら市一般会計予算につきまして、最初に都市整備課所管事業につきまして、大久保課長よりご説明をいたします。よろしくをお願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

○都市整備課長（大久保昌明君）

都市整備課の所管いたします予算案についてご説明いたします。

予算書19ページをお願いいたします。

15 款、2 項、5 目、1 節集約都市形成支援事業費補助金 447 万 7000 円でございます。内容といたしましては、現在、策定をしております立地適正化計画策定に係る補助金で、補助率は 2 分の 1 となっております。

続きまして、歳出のほう、予算書 93 ページをお願いいたします。

8 款、4 項、1 目、04 都市計画調整事業（政策）でございます。前年度 1418 万円に対しまして 289 万円の増額、20.4%の増額でございます。

内容といたしましては、12 節立地適正化計画策定及び都市計画マスタープランの改定業務の委託になります。さらに、18 節の研修負担金でございます。

立地適正化計画の策定と都市計画マスタープランの改定に伴う計画策定につきましては、委託費として計上している内容になります。

続きまして、8 款、4 項、1 目、09 神立駅周辺整備事業（政策）でございます。神立駅西口土地区画整備事業に係る負担金を計上しております。こちらの別途資料を提出しておりますので、そちらを見ていただければと思います。

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合予算計算書について、説明いたします。

表につきましては、左から事業名、総額、両市の負担額の合計、負担割合の順に記載しております。

負担金の内訳としまして、1、事務費、2、人件費、3、事業費となります。それらの総計は 5 億 19 万 6000 円、かすみがうら市負担分といたしまして、1 億 9931 万 8000 円となります。前年度比較で 866 万 2000 円、4.2%の減額という状況でございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、都市整備課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

予算書 93 ページ、先ほどの 04 都市計画調整事業（政策）、12 節立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務委託がありますね。仕様書あるいは業務先についてはどういう形で進められるのですか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

こちらにつきましては、令和元年度にコンサルタントとの契約を済んでおりまして、来年度で、令和 2 年度におきましては、都市計画マスタープランにつきましては地域計画、先日ご説明させていただきました全体構想のさらに細かい地区計画を策定する予定になっておりまして、立地適正化計画につきましては、居住誘導区域、さらには都市機能誘導区域、それに伴う誘導施設等の設定を踏まえての地区懇談会等を予定しております。

○佐藤文雄委員

ということは、コンサルタントはこの前、都市審議会のときに説明してくれたコンサルタントがこの業務を継続して請け負うと。ということは、この金額は、そちらからの見積もりと理解してよろしいですか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

委員おっしゃるように、平成 30 年度の基本調査から継続してお願いしているコンサルタントに、来年度、随意契約という形での業務委託を予定しております。

見積もりにつきましては、そちらからの見積もりになります。

○佐藤文雄委員

それから、神立駅前の一部事務組合ですが、これ来年度、令和2年度で完成じゃなくて、令和3年度までになるんですか。ちょっとそれ確認したいと思います。

○都市整備課長（大久保昌明君）

当初、令和3年度での工事完了を予定しておりましたが、先日、全協でご報告させていただいたように1年延びまして、令和4年度、令和5年3月31日での完了を予定しております。

○佐藤文雄委員

ということは、この金額では収まらない。令和3年度にも予算が出てくると理解してよいですか。

○都市整備課長（大久保昌明君）

令和3年度以降も支出予算は伴うことになります。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、農林水産課所管の予算につきまして、特に説明しておきたい事項等はございませんか。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

農林水産課所管につきまして、仲戸課長よりご説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○川村成二委員長

説明を求めます。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

農林水産課所管の予算について、昨年と変わりますところを中心にご説明いたします。

歳入についてでございます。

予算書22ページをお願いいたします。

16款、2項、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金、説明欄1件目、機構集積協力金交付事業補助金でございますが、令和元年度、当初予算には事業の延伸が決まっておらず非計上でございます関係で、前年比73万円の増額となっております。国100%の補助でございます。

続いて、2件目、国営造成施設管理体制整備促進事業補助金につきましては、事業費の増加によりまして、前年比105万円の増額計上となっております。国50%、県20%の補助率でございます。

続いて、4件目、農業次世代人材投資資金経営開始型補助金につきましては、対象者の増加によりまして、前年比142万5000円を増額したものでございます。補助率は国庫補助100%でございます。

次に、予算書23ページをご覧ください。

中段にございます、16款、4項、2目農林水産業費県交付金、1節農業費交付金、説明欄2件目、多面的機能支払事業費につきましては、交付対象事業の増加により、前年比2561万6000円増額の8970万8000円を計上いたしました。補助率は国50%、県25%となっております。

歳入につきましては以上です。

続いて、予算書79ページをお願いいたします。

6款、1項、3目農業振興費、下段にございます08有害鳥獣対策事業（政策）867万9000円の予算計上でございますが、本年度、イノシシ捕獲用のおり、千代田地区、霞ヶ浦地区ともに、追加実施の要望がございまして、捕獲事業委託費の増加、また、今年度も国の交付金を活用した移動式の

捕獲おり 10 基を購入したく、事業主体となる土浦市・かすみがうら市農作物被害防止対策協議会負担金の増によりまして、前年比 50 万 3000 円の増額となっております。

次に、10 農業振興事業（政策）411 万 9000 円の予算計上でございます。前年比較で 84 万 8000 円の減額でございます。

主な内容は、臨時職員人件費 1 名分の減と、令和 2 年度で期限切れとなります湖山の宝の商標登録の更新業務委託費の増、また、これまで第三者継承促進事業により、市内の果樹農家で研修を行っていた就農希望者が、市内で畑を借りることができまして、果樹園継承の運びとなりましたことから、経営準備に係る補助金の増額によるものでございます。

続いて、予算書 81 ページをお願いいたします。

説明欄上段、事業番号 13 農地中間管理事業（政策）、313 万 9000 円です。

農地中間管理機構からの委託を受けまして、農地の借り手とか貸し手の申し出やマッチングを行う事業でございますが、臨時職員の会計年度職員任用制度への移行に伴う人件費の増、また、農地に係るアンケート調査終了によりまして、郵送料などの減額、また、機構集積協力金の 5 年間の事業延伸によりまして、前年比 44 万 6000 円の増額となっております。

次に、4 目畜産振興費、03 畜産振興事業（政策）でございます。前年度比較で 233 万 5000 円の減額でございます。

こちらは、令和元年度に計上いたしました家畜排せつ物農外利用促進事業補助金 250 万円分の減額と、4 年に 1 度実施いたします牛のヨーネ病、白血病の検査に係る家畜伝染病推進事業費の増額によるものでございます。

次に、6 目水田農業対策費、03 米政策推進事業（政策）2391 万 5000 円でございます。

内容といたしましては、実績ベースで全体を前年度と同額に抑えた中で、本年度新たに甘蔗の作付けを加算メニューに加えまして、前年度比較で 40 万 4000 円の増額となっております。

続いて、予算書 82 ページをお願いいたします。

8 目農地費、07 国営造成施設管理体制整備事業（政策）1456 万円の予算計上でございます。

前年比比較 150 万円の増額でございますが、こちらは、霞ヶ浦土地改良区の国営造成施設の管理運営補助に係る国の施設強化支援事業による補助金でございますが、震災後の電気料の高騰ですとか、消費増税により、増額となっているものでございます。

続いて、08 農地維持・資源向上対策事業（政策）1 億 2159 万 2000 円の計上でございます。

前年比 3415 万 5000 円の増額でございます。増額の理由といたしましては、前年度当初予算では県の方針によりまして、活動組織の事業計画を更新の際、長寿命化に係る予算の計上が認められておりませんでしたことから、当初計上していなかった 13 地区の活動組織の長寿命化計画分が増となったものでございます。

○川村成二委員長

ここで、暫時休憩します。 [午後 2 時 07 分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 2 時 07 分]

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

ただいまの農地維持・資源向上対策事業の増額でございますが、18 節の農地維持・資源向上対策交付金につきまして、令和元年度は 8545 万 7000 円でしたが、令和 2 年度は 3415 万 5000 円の増の 1 億 1961 万 2000 円でございます。

内容につきましては、21 地区ございます農地維持の活動組織のうち、13 地区におきまして、長寿化に係る活動経費が県の段階で認められておりませんでしたので、当初予算には計上されておりました。こちらにつきましては、令和 2 年度に新たに当初から計上したもので、増額の理由となっております。

続いて、予算書 83 ページをお願いいたします。

6 款、2 項、1 目林業振興費、03 林業振興事業（政策）410 万 4000 円の予算計上でございます。林道舗装補修工事の増により、前年度比較 50 万円の増額でございます。

次に、6 款、3 項、1 目水産振興費、説明欄最下段にございます 03 水産振興事業（政策）でございますが、前年度計上しておりました漁港図面作成業務委託が減となっておりますので、そちらで 99 万 9000 円の減額となっております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、農林水産課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

歳入で、農業次世代人材投資資金経営開始型補助金が増えたと言いましたよね。これは、農業後継者という人たちが増えたのかなと理解するのですが、実質的にはどういう実数ですか。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

令和元年度当初予算におきましては、継続受給者 6 名、プラス新規の受給予測者 2 名分という形で 1200 万円を計上しておりました。その後、追加で認可があり、受給者が増えました関係で、令和 2 年度の当初予算につきましては、継続受給者が 12 件、13 名、プラス新規 5 名の 18 名分を計上した内容でございます。

○佐藤文雄委員

簡単に言うと、8 名から 18 名になったということですか。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

委員お見込みのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

これはどういう理由、いいことだと思うのですが、何か要因があったのでしょうか。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

令和元年度、追加の認可がございまして、補正をお願いして、令和元年度におきまして、新規の認定者が追加で国からお金が来た関係で、人数が増えてございます。

同じように、令和 2 年度も新規で就農したいという方の相談が多いので、5 名分の予算を計上した内容でございます。

○佐藤文雄委員

何か要因があるのですか。今、2 名を 5 名にプラスしたでしょう。つまり、新規に農業やりたいという人がいるというけれども、何か要因、インセンティブがなければ、今の農業はかなり厳しいですから、何らかの特典があったから増えたということではないでしょうか。だから、その特典というかメリットというかインセンティブというか、そういうものがどういうものですかと聞いたんです。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

かすみがうら市としましては、やはりレンコンが非常に好調というところで、レンコンで新規就農したいという方の相談がほぼほぼでございます。また、就農に当たってそれほど費用がかからないと

いうことで、入り口が低いのかなとは感じております。

○佐藤文雄委員

レンコンが非常に好調だということが大きな要因だということは、よく分かりました。

それから、有害鳥獣の対策が増えたということですが、令和元年度と令和2年度の目標値はどういうふうな、例えば、イノシシは何頭に予測したけれども何頭だというような形はございますか。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

イノシシの捕獲目標につきましては、土浦市と共同でやっております協議会の中で目標を立てておりますので、そちらについて変更はございません。野生動物ですので、そのときの状況で捕獲頭数に関しましては上下があると感じていますが、引き続き猟友会の協力を得ながら、有害鳥獣対策については進めていきたいと思っております。

○佐藤文雄委員

ですから、単純に、例えば委託費を何パーセントあげましたということですか。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

増額分につきましては、国の交付金を使いまして、移動式の捕獲おり10基を新たに購入したいということで、土浦市と連携でやっています協議会のほうへ補助金を出す内容で増額してございます。

○設楽健夫委員

関連して、今の08有害鳥獣対策事業（政策）、7節有害鳥獣捕獲処理謝礼と書いてありますけれども、これ今年の頭数は何頭で計算していますか。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

鳥獣駆除謝礼につきましては80頭、有害鳥獣捕獲処理謝礼につきましては150頭でございます。

○佐藤文雄委員

ごめんなさいね、これはどのタイミングで聞けばいいのかなと思ったんですが、当たり前だけれども、この会計年度任用職員の報酬がちょっと出始めたよね。これは人事のほう、総務でまとめてもらって、質問というか答弁もらうことになるのかしら。

もう全て、臨時職員が会計年度任用職員になっているわけでしょう。そうすると、その分が増えているよね。だから、どこの部署に、今まで臨時職員だった人が会計年度任用職員になって、幾ら増えたのかというのが、全体的に令和元年度と令和2年度の対比表で分かるようにしてもらおうと助かるよね。委員長、どうでしょうか。

○川村成二委員長

ここで、暫時休憩します。 [午後 2時17分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時18分]

ただいまの佐藤委員の提案に対しまして、私、委員長から総務部へ内容をお話しして、報告できるかどうかの確認をしたいと思っておりますので、ご理解ください。

○佐藤文雄委員

施政方針のときに提案しようかなと思っていたのですが、水田農業対策費、02米政策推進事業と03米政策推進事業（政策）ですが、これは令和元年度と比べて多くなりましたか。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

米の生産につきましては、主食用米は目標を達成しております。目標といえますか、過剰にならないような生産体制にはなっております。

○佐藤文雄委員

これ金額があるじゃないですか。米政策の推進の 2391 万 5000 円、これ令和元年度と比べて増えているのですか。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

基本的なメニューにつきましては、令和元年度とほぼ同様でございます。

ただ、令和 2 年度新たに産地拡大加算ということで、水田用地での甘蔗の作付けについて新たにメニューを加えました関係で、40 万 4000 円増額となっております。

○佐藤文雄委員

米政策のいわゆる米転換、甘蔗ですから、米じゃなくて米政策から甘蔗に転換するという意味での補助金がこの中に含まれますということですね。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

委員おっしゃるとおり、主食用米の生産過剰になりますと、やはり米価のほうに影響しますので、今現在、飼料用米ですとか輸出用米ですとか、加工米といった形で水田を利用して、主食米以外での生産協力をお願いしているところで、そこに新たに甘蔗も加算の対象として加えましょうということで、新たに加えたものでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終結いたします。

次に、観光商工課所管の予算につきまして、特に説明しておきたい事項等ございませんか。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

観光商工課所管につきまして、根本課長よりご説明をいたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

説明は、簡潔をお願いいたします。

○観光商工課長（根本和幸君）

それでは、観光商工課の予算についてご説明させていただきます。

初めに、歳入ですが、予算書 20 ページをお願いします。

上段にあります社会資本整備総合交付金の 180 万円ですが、住宅リフォーム補助金に充てる交付金となっております。

次に、予算書 24 ページをお願いします。

18 款、1 項、1 目、1 節のふるさと応援寄附金ですが、実績を基に積算をさせていただきまして、前年度予算から 179 万 2000 円減額となっております。

次に、歳出について、前年度に対して増減の大きいものをご説明いたします。

予算書 84 ページをお願いしたいと思います。

03 中小企業対策事業（政策）ですが、信用保証協会からの要請によりまして、自治金融預託金及び茨城県信用保証協会損失補償寄託金を増額しまして、前年度より 170 万円増額となっております。

次に、05 商工振興事業（政策）で、令和 2 年度、農水産物加工者や販売者、生産者などで構成されます、かすみがうら市物産振興協会が設立される予定となっておりまして、首都圏への出店や新商品の開発の助成を行うため、補助金を 100 万円計上させていただいております。

次に、予算書 85 ページをお願いします。

12 地域ポイント推進事業（政策）ですが、今年度、システム改修委託が完了いたしましたので、221 万 1000 円減額となっております。

次に、14 地域活性化DMO推進事業（政策）ですが、今年度、観光情報を提供するデジタルサイネージの設置が完了しましたので、164 万 7000 円の減額となっております。

次に、予算書 86 ページをお願いします。

15 シティプロモーション事業（政策）のツール作成委託で、市推奨品、湖山の宝ガイドブックを新たに作成する予定としていますが、今年度に公式キャラクターの着ぐるみの作成が完了しましたので、事業全体で 97 万 6000 円の減額となっております。

また、16 プレミアム付商品券事業（政策）で、今年度実施しました商品券事業に係ります国補助金の精算による返還を行うものです。

次に、3 目観光費、03 観光PR推進事業（政策）で、多言語化の観光パンフレットの作成が完了しましたので、398 万 7000 円減額となっております。

次に、予算書 87 ページをお願いします。

07 観光交流推進事業（政策）で、観光交流プロモーション促進事業委託としまして、市のイベントや観光施設などの来場者から、さまざまな情報を収集、分析するマーケティング調査などを予定しており、事業全体で 1193 万円増額となっております。

次に、11 交流センター管理運営事業（政策）ですが、歩崎栈橋及び古民家江口家が、交流センターの附属施設として新設されることに伴い、適切な運営に必要な専門社員や臨時職員の雇用に係る人件費相当額や、古民家の電化製品等、備品購入費を指定管理料に見込んだため、事業全体で 1970 万 8000 円の増額となっております。

次に、予算書 88 ページをお願いします。

13 観光サイクリング事業（政策）の自転車環境魅力共創事業委託としまして、歩崎公園を会場にグランピング施設などを期間限定で常設し、自転車やキャンプ、グルメなどを楽しむライドビレッジの設置及び運営委託や、栈橋を活用した事業として、霞ヶ浦広域サイクルーズ負担金を計上いたしましたので、事業全体で 600 万 4000 円の増額となっております。

次に、予算書 89 ページをお願いします。

4 目歩崎公園管理費で、04 歩崎公園管理運営事業（政策）において、歩崎公園の造成工事として、の園地の芝張り替えや、雨水排水整備を計画していますが、事業全体では栈橋設置工事が完了したことから、1 億 407 万 9000 円の減額となっております。

また、06 水族館管理運営事業（政策）でも、改修工事が完了したことから、6175 万円の減額となっております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、観光商工課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

一つ、プレミアム付商品券事業（政策）で、国庫補助金等返還というのがありますね。これについて説明していただけますか。

○観光商工課長（根本和幸君）

プレミアム付商品券に係ります事務費と、プレミアム分の国からの交付金が既に交付をされていま

す。令和元年度、事業を実施して、3月いっぱいまで精算をすることにしていますが、その中で交付金がかかなり多かったので、令和元年度予算で精算するものと思っていましたが、国のほうから新年度予算で新たにその返還分を計上するという指示等がありましたので、かすみがうら市で今回計上したのは、事務費として国から交付されているのが1268万5000円。そのうち、歳出で支出したものが1006万7000円で、残金261万8000円。また、プレミアム分としまして2384万円交付を受けていますが、歳出で705万円支出ということで1679万円。これを2つ足したものが、今回返還の予算として計上させていただいたものになっています。

○佐藤文雄委員

3月8日、日曜日の茨城新聞に販売低迷、県内5割と書いてあるんですよ、プレミアム付商品券。当市は何割ですか。

○観光商工課長（根本和幸君）

まず、低所得者の方で購入というか引換券の希望をされた方及び子育て世代には全世帯に送付をしています。その方の割合でいきますと、67.3%です。

ただ、先ほど言いました低所得者の方で、買う権利はあったけれども引換券の申請はしなかった方の割合でいきますと、26.7%ということになります。

○佐藤文雄委員

だから、全体的にやる予定と比べたら、消化率は何パーセントになるわけですか。

○観光商工課長（根本和幸君）

対象者からいきますと、26.7%ということになります。

○設楽健夫委員

予算書87ページ、07観光交流推進事業（政策）、12節観光交流プロモーション促進事業委託をちょっと説明してもらえますか。

○観光商工課長（根本和幸君）

かすみがうら市で行われるイベントや、観光施設などを訪れるお客様からアンケート調査を実施しまして、どちらからみえたのかとか、何を目的に何日間滞在されるのかとか、そういうアンケートを取りまして、今後のイベントや観光施設の運営等に生かすための調査委託でございます。

○設楽健夫委員

委託先はどういうふうに決めますか。

○観光商工課長（根本和幸君）

現在、プロポーザルでやりたいというふうに考えています。

○設楽健夫委員

18節の果樹観光協会補助金と観光協会補助金2つ記載されていますけれども、この内容についてちょっと教えていただけますか。

○観光商工課長（根本和幸君）

まず、観光協会補助金ですが、こちらは市の観光協会で行っていますさまざまなイベントでありますとか、帆引き船フェスタでありますとか、また帆引き船の操業、あと、令和2年度は栈橋が完成をしますので、栈橋の開業のセレモニーを予定して800万円です。

また、果樹観光協会の9万円につきましては、毎年、果樹観光協会で作成している部分に充てる補助金となっております。

○設楽健夫委員

この果樹観光協会補助金というのが少ないような気がするんですけども、これは何らかの違う形での補助金があるんですか。

○観光商工課長（根本和幸君）

市からは9万円ですが、こちらは果樹観光を営まれている方が自分たちで会費などを集めて、それなりの予算を持ってやっている団体ですので、観光パンフレットの部分に補助をいただきたいというお願いだったと思いますので、9万円ということでございます。

○設楽健夫委員

ということは、果樹観光協会の事業は、観光協会の事業とは全く独立だということですか。

○観光商工課長（根本和幸君）

まるっきり別団体でございます。

○佐藤文雄委員

11 交流センター管理運営事業（政策）は、令和元年度との比較がちょっとできなかったんですが、どれを見ればいいんでしょうか。

○観光商工課長（根本和幸君）

説明不足で申し訳ありません。令和元年度は、農山漁村活性化推進事業（政策）だったものですが、令和2年度から交流センター管理運営事業（政策）と事業名を変更した部分がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○佐藤文雄委員

ということは、この比較表がありますよね。この比較表でも分からないということですか。

○観光商工課長（根本和幸君）

こちらでは皆減、皆増になっていきますので、ちょっと比較できなかったと思います。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩します。〔午後 2時34分〕

○川村成二委員長

会議を再開いたします。〔午後 2時45分〕

次に、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

初めに、市長公室から特に補足説明等はございませんか。

○市長公室長（辻 和徳君）

私からは特に補足説明等はございません。

○川村成二委員長

次に、都市産業部から特に補足説明等はございませんか。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

資料の提出をさせていただいておりますので、その説明につきまして、農林水産課長よりご説明いたします。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

令和元年度台風第15号及び第19号に伴う強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災者支援型)

の概要について説明させていただきます。

台風第15号、第19号の被害につきましては、資料に記載のとおり、鉄骨ハウスが3棟、その他、鶏舎、酪農の施設が被害を受けております。こちらにつきまして、施設の撤去を2件、修繕が4件、施設の再建が1件といった内容がございます。

今回の台風被害による農業施設の再建及び修繕に適用されますこちらの総合支援交付金につきましては、当該事業の事前着工が認められておりまして、対象施設は7件全て既に事業に着手しております。そのうち3件は、既に完了してございます。残る4件も、早期の年度内完了が見込まれており、被災農業者の早期営農再開を支援するため、今回、補正予算を計上し、専決処分をお願いしたものでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

今、説明がありましたけれども、台風第15号の被害で、内水面の被害に対する補助については、私も水戸市のほうで、国の説明会にも参加して、担当者のほうから検討するという話だったんですけども、内水面関係については、その後も県の商工課に対しても申請をしてきた経緯があるのですが、この鉄骨ハウスだとか養鶏、レンコンという形では、この救済措置が取られているのですが、なぜか霞ヶ浦の外水面については結構被害の撤去についての補助金は下りているんですけども、内水面関係については下りてこないですね。この点については、県あるいは国との折衝について、ここにも含まれていませんけれども、少し説明していただけますか。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

ただいま委員がおっしゃられました内容につきましては、水産関係、県のほうからお話をいただいております。

実際その後の情報といたしましては、委員がおっしゃられた以上の情報はまだないような状況でございまして、なかなか補助事業の適用というのは難しいと思っております。

○設楽健夫委員

継続して話は続いているということですか。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

県からお話をいただいた時点で、可能性としてはリースといったものを対応してはどうかというお話以降、特段はございません。

○川村成二委員長

そのほか、質問ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論は、ございませんか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第1号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市長公室から特に補足説明等はございませんか。

○市長公室長（辻 和徳君）

特に補足説明等はございません。

○川村成二委員長

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）のうち、市長公室所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、市長公室から特に補足説明等はございませんか。

○市長公室長（辻 和徳君）

議案第8号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）のうち、政策経営課に関する部分及び情報広報課に関する部分につきまして、それぞれ担当課長よりご説明申し上げます。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

補正予算第8号のうち、政策経営課に関する予算につきまして説明いたします。

議案書46ページでございます。

11 款地方交付税でございます。一番下の部分です。普通交付税の確定に伴います4億1232万2000円の増額の補正でございます。

続きまして、議案集49ページになります。

19 款繰入金でございます。まず、財政調整基金と、6 目の減災基金につきましては、財源調整がつかまりましたので、減額の補正でございます。

2 目地域づくり基金と公共施設等整備基金の繰入金につきましては、事業の確定によります補正の計上でございます。

同じページの中央、20 款繰越金でございます。こちらにつきまして、実質収支額の確定によります補正でございます。

その下、22 款市債でございます。こちらにつきまして、1 目と 4 目につきましては、事業費の確定による減額でございます。

議案集 50 ページ、教育債でございます。こちらにつきましても、2 節旧安飾小の事業債でございますけれども、こちら事業債が適用になりませんでしたので、減額となっております。

残りの 3 つの事業債につきましては、補正予算に伴います補正予算債の借入れでございます。

続きまして、議案集 51 ページ、歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目財産管理費のうち、07 基金運用事業でございます。先ほど説明をさせていただきましたように、繰越金が確定したものに伴いまして、地方財政法第 7 条によります剰余金が生じた場合の積み立てをする金額でございます。5 億円を基金へ積み立てる内容の補正でございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

政策経営課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

普通交付税が確定したようですが、これの当初の内訳で確定した内訳、その後で提出していただけますか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

後でよろしいですか。今、資料はありませんけれども、答弁することは可能です。

それでは、普通交付税の確定額は、35 億 6232 万 2000 円でございます。

震災復興特別交付税につきましては、7 億 7400 万円の確定額ということでいただいております。

特別交付税につきましては、まだ確定が来ておりませんので、2 億 5000 万円ほどの見込みをしているところでございます。

○佐藤文雄委員

当初と確定の一覧表を提出していただいていた方がいいですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

確定しているものは提出することができると思いますので、提出をさせていただきます。見込みのものは、まだ金額入れられないところあると思いますので、それを除いた部分で提出をさせていただきます。

○佐藤文雄委員

基金繰入れは、市債と、それから公共施設整備繰入金、これ市債のほうをマイナスにして繰入金のほうに替えたのが、総合型健康福祉拠点施設整備事業ということでよろしいですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

歳出で議案集 51 ページでございます。

先ほど説明をさせていただきました財産管理費のところの右側、10 複合型健康福祉拠点整備事業で

ございます。こちら財源振替と書いてある部分がそちらに当たります。

○佐藤文雄委員

この基金運用事業のところで、地域づくり基金積立金について、ちょっと説明していただけますか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

こちらにつきましては、市の地域づくりに資するための基金ということで繰入れをするものです。内容といたしましては、企業立地促進事業への基金の繰入れ、また、まちづくりファンドへの助成となっています。

内容につきましては、企業立地の促進事業です。後ほど説明があろうかと思えますけれども、企業立地をしていただきました企業に対しまして助成をする内容のものです。また、まちづくりファンドにつきましては、民間の図書館の整備でありますとか、そういった市民団体での交流に対します活動に対する助成というような内容です。こちらは、市民協働課の事業です。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、政策経営課に対する質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

○情報広報課長（齋藤裕之君）

情報広報課所管の補正について、ご説明させていただきます。

まず、歳入についてご説明いたします。

議案集 47 ページをお願いいたします。

15 款、2 項、1 目総務費国庫補助金 239 万 1000 円でございます。社会保障・税番号システム整備補助金（総務省）となっています。マイナンバーに関わる国の自治体中間サーバー代に公開に係る国費措置分の収入です。

既に、負担金としまして一般財源で 531 万 3000 円を支出し、更改をしておりますが、国費措置分が決定して入ってまいりましたので、財源を振替えるものです。

続いて、議案集 52 ページをお開きお願いします。

2 款、1 項、11 目、04 基幹系電算システム管理事業 283 万 9000 円の減額は、13 節の委託料、また 14 節の基金借上げ料ともに、各事業の契約差金を減額するものでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、情報広報課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

○地域未来投資推進課長（稻生政次君）

議案集 47 ページをご覧いただきたいと思えます。

15 款、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、地方創生推進交付金の減額でございますけれども、

こちらにつきましては、本年度開始しました、わくわく茨城生活実現事業の事業費の減額となっています。

議案集 48 ページをご覧くださいと思います。

16 県支出金の総務費県補助金にも、同じように県の支出分の減額として計上させていただいております。

続きまして、歳出ですけれども、議案集 51 ページをご覧くださいと思います。

一番下の段の 7 目企画費でございますけれども、03 企画調整事業（政策）の 13 節人口ビジョン・総合戦略策定支援業務委託の減額ですが、こちらは入札差金となっています。

続きまして、議案集 55 ページをご覧くださいと思います。

中段の、7 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費、10 企業立地促進事業（政策）の増額ですけれども、本年度操業開始になりました企業の助成額確定に伴います増額となっています。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、地域未来投資推進課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第 12 号 令和 2 年度かすみがうら市一般会計予算のうち、市長公室の所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

初めに、政策経営課所管の予算につきまして、特に説明しておきたい事項等ございませんか。

○市長公室長（辻 和徳君）

議案第 12 号 令和 2 年度かすみがうら市一般会計予算につきまして、政策経営課に関する部分につきまして、樋田課長よりご説明申し上げます。

○川村成二委員長

説明を求めます。

○政策経営課長（樋田浩幸君）

政策経営課が所管いたします、令和 2 年度かすみがうら市歳入歳出予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

歳入につきましては、主なものを予算書で説明させていただきます。政策経営課が所管します 2 款地方譲与税から 11 款地方交付税につきましては、国が示します地方財政計画に基づき、本市の決算状況、経済情勢などと照らし合わせまして、予算計上をいたしているものでございますので、新設される歳入及び大きく増減した歳入につきましてのみ、説明とさせていただきます。

まずは、予算書 14 ページをお開きいただきます。

2 款、3 項森林環境譲与税でございます。こちら新設に当たります。昨年度当初予算には計上ありませんでしたけれども、令和元年 9 月に補正をされたものです。

温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るため、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保するという狙いがあり、令和元年度に新設されたものです。令和元年度の当初にはありませんでしたので、590 万円の計上となっているものです。

続きまして、その下、6 款、1 項法人事業税交付金でございます。こちら令和元年度の予算ござ

いませんでした。令和2年度の新設でありまして、6098万6000円を計上してございます。

こちらにつきましては、法人事業税の一部を特別法人事業税といたしまして、国税として課税をいたしまして、地域間の財政力に応じまして再配分するというようなことです。

こちらの背景といたしましては、地方法人税の税収額の4分の1、26.3%が東京都に集中しているというものを是正していくものです。

続きまして、新設ではありませんけれども、大きく変動しているものといたしまして、その下の7款、1項地方消費税交付金です。こちら令和元年度と対比しまして、1億3057万7000円の増額の8億7683万円でございます。こちらにつきましては、消費税が増税したことに伴います地方消費税分2%から2.5%増となったものを見込んだものです。

続きまして、予算書15ページになります。

中央付近、11款、1項地方交付税でございます。こちらにつきましては、対前年度6億7138万2000円増額の47億4038万2000円を計上しているものです。

こちらにつきましては、先ほど補正8号でもお話をさせていただきましたけれども、令和元年度分普通交付税が35億6200万円を確定したものです。先ほど説明させていただきましたように、地方財政計画におきましても、令和2年度同額の計上を見込んでいるということですので、普通交付税35億円ほどを見込んでおり、そのうちの34億円を当初予算に計上したものです。

特別交付税につきましては、令和元年度と同じです。

震災復興特別交付税につきましては、令和元年度より4億2100万円ほど増額をさせていただきました。11億9038万2000円の計上としているものです。こちらにつきましては、震台厚生施設組合への負担金の分です。

続きまして、予算書24ページをお開きいただきます。

19款繰入金のうち、基金繰入金でございます。こちらにつきましては、一番下の減債基金繰入金がなくなりましたので、大きく減額をしております。バツ印となっている減債基金繰入金のところでございますけれども、6億円減額という内容です。

続きまして、予算書28ページでございます。

22款、1項市債につきましては、1億8550万円増額の19億6980万円の計上です。

内容といたしましては、震台厚生施設整備事業債を代表いたします衛生債が、1億5110万円の増額となっています。

また、4目教育債につきましては、千代田中学校地区の小学校施設環境整備事業債が始まりますので、こちらの部分を計上しています。

また、その下、臨時財政対策債でございますけれども、こちら1億円増額しまして6億円の借入れの予定です。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出につきまして、説明をさせていただきます。

まずは、予算書40ページをお開きいただきます。

03企画調整事業（政策）でございます。こちらの中で新たなものといたしましては、自転車活用推進計画策定業務、また、国土強靱化地域計画策定業務、魅力発信映像制作業務委託等です。これらの計上でございます。745万7000円増額の4396万円を計上しています。

続きまして、最後になります。予算書41ページでございます。

07公共交通対策事業（政策）です。こちらにつきましては、令和2年度6251万7000円を計上して

いるものです。増額している内容といたしましては、高齢者運転免許自主返納助成に120万円ほど増額をしています。千代田神立ライン、さらにはタクシー利用助成事業、また公共交通網形成計画等を作成いたしますので、そちらの計画分が増額理由となっています。

政策経営課歳出予算につきましては、以上です。

○川村成二委員長

それでは、政策経営課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

補正予算のときも言いましたけれども、地方交付税の内訳を、後でよろしいですので提出していただきたいと思います。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

後ほど提出をさせていただきます。

○設楽健夫委員

予算書41ページ、7目企画費の07公共交通対策事業（政策）の18節6251万7000円の負担金の内訳について、後で結構ですので出していただけますか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

後ほど、提出をさせていただきます。

○佐藤文雄委員

臨時財政対策債が1億円増となりましたけれども、これは何か根拠がございますか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

臨時財政対策債につきましては、地方の減収分を国と地方が折半をして借入れをするものでございまして、今年の本市の減収予定額といたしましては、6億230万6000円と計算されているものです。そちらに基づきまして、臨時財政対策債を発行させていただくという内容です。

○宮嶋 謙委員

スマートインターチェンジについては、ここでいいですか。

実は、土浦市の予算に、土浦北インターチェンジと桜インターチェンジの間にスマートインターチェンジを設置するための調査費が盛り込まれたんですけれども、そういう動きと、こちらのかすみがうら市が進めているインターチェンジとの影響などがどうなのかちょっと心配なので、分かればお願いします。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

毎年、本市といたしましては、平成30年度、令和元年度、2年続けて、国土交通省の相談会に行かせていただいております。予算計上させていただいて、調査費を上げさせていただいておりますけれども、その調査結果に基づきまして、国土交通省に毎年毎年申請をしていくものです。

この後、準備段階調査というものを目指して、今、進めているわけですけれども、本市のほうが土浦市よりも最初に相談会に出ていることもあります。その準備段階調査といいますのは、国土交通省でインターチェンジを設置する裁可が下りることになってきますので、その元となる調査となります。そちらに向けては、本市のほうが進んでいるということは言えるかと思えます。

○宮嶋 謙委員

非常に近い場所になりますので、ぜひ、これまでかけたお金が無駄にならないように、しっかりと調整しながら進めていただければと思います。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

先ほどの繰り返しになりますけれども、準備段階調査にいち早く採択が受けられるように、本市といたしましても今年も取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、情報広報課所管の予算につきまして、特に説明しておきたい事項等はございませんか。

○市長公室長（辻 和徳君）

それでは、情報広報課に関する部分につきまして、齋藤課長よりご説明申し上げます。

○川村成二委員長

説明を求めます。

○情報広報課長（齋藤裕之君）

情報広報課所管分のご説明をさせていただきます。

まず、歳入についてご説明をさせていただきます。

予算書 18 ページをご覧ください。

15 款、2 項、1 目、1 節、上から 2 番目の社会保障・税番号制度システム整備費補助金（総務省）326 万 7000 円でございます。

これは、地方自治体が国のセンターに設置してあります個人番号管理用の中間サーバーの維持管理費の補助、国費措置分でございます。

次に、予算書 27 ページをお願いいたします。

21 款、5 項、7 目雑入でございます。説明は中段の下のほうになります。広報かすみがうら広告掲載料としまして 84 万円、その下のホームページバナー広告掲載料としまして 36 万円の計上をさせていただきました。

これは、毎月発行している広報紙とお知らせ版、さらには市のホームページにおける民間社からのバナー広告料の掲載料です。

次に、歳出について、ご説明をさせていただきます。

予算書 35 ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項、2 目広聴広報費、説明欄の 10 広報事業（政策）でございます。事業内容としましては、広報かすみがうらお知らせ版を毎月 5 日に、広報かすみがうらを毎月 20 日に発行している事業です。前年との比較としまして、259 万 3000 円の増となっております。

主な要因としましては、12 節の広報誌編集業務委託料 435 万 5000 円を計上しております。広報誌の主な要因としましては、広報誌のリニューアル約 55 万円及び映像制作の単価の見直しも含めまして、広報作成に係ります経費約 380 万円を計上しています。

また、同じく 12 節ホームページ運営支援委託としまして、171 万 2000 円を計上しています。ホームページでの広報紙等音声読み上げ、自動翻訳ソフト維持管理 49 万 5000 円と、高齢者の障害者を含む誰もが利用できるホームページであるかを検証する試験をします修正の委託料比です。87 万 1200 円を見込んでいます。

その他の費用につきましては、前年度とほぼ同じです。

次に、予算書 43 ページをお開き願います。

07 電子自治体推進事業（政策）1304 万 7000 円でございます。

これは、18 節茨城県共同システム整備運営協議会負担金 1262 万 2000 円のうちの 3 年に 1 度実施されます固定資産税の評価替えに伴います G I S、空中写真の撮影の負担金としまして、1194 万 4000 円が、主な支出の内容になっています。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、情報広報課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

10 広報事業（政策）で、広報誌編集業務委託、映像について何か言っていました、これはどういう中身ですか。

○情報広報課長（齋藤裕之君）

現在、広報誌のほうも民間に一部委託しています。そのときに、映像をホームページで流しておりますが、そちらの映像の収録に日数を割いています。その日数の単価が引上げられまして、その関係で映像関係の費用が少し膨らんでいるというような状況がございます。

○佐藤文雄委員

令和元年度と比べて、その映像の単価が上がっただけだということですか。

○情報広報課長（齋藤裕之君）

そうです。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、地域未来投資推進課所管の予算につきまして、特に説明しておきたい事項等はございませんか。

○市長公室長（辻 和徳君）

それでは、地域未来投資推進課所管の部分につきまして、稲生課長よりご説明申し上げます。

○川村成二委員長

説明を求めます。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

予算書 18 ページをご覧いただきたいと思います。

15 款、2 項、1 目総務費国庫補助金の地方創生推進交付金ですけれども、昨年度比で 2441 万 4000 円の減となっています。主な要因としましては、棧橋整備が終了したというところです。

続きまして、歳出の説明を申し上げます。

予算書 85 ページをご覧いただきたいと思います。

7 款、1 項、2 目商工振興費、10 企業立地促進事業（政策）でございますけれども、18 節企業立地促進助成金が、前年度比で 1497 万 8000 円の増となっています。こちらにつきましては、令和元年度に操業開始した 1 社分の助成金が令和 2 年度増額となっているのが主な要因となっています。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

地域未来投資推進課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

方向として、明日の分を一部審査することもできますが、委員の皆様、いかがいたしましょうか。

〔「終了」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、本日は終了するというご意見がございましたので、以上で、本日の委員会は終了したいと思います。

次回の委員会は、3月11日水曜日午前10時より、当議場で引き続き審査を行います。

それでは、これもちまして、本日の委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時24分